

平成24年玉村町議会第4回定例会会議録第1号

平成24年12月5日（水曜日）

議事日程 第1号

平成24年12月5日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成24年度玉村町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 7 議案第46号 玉村町国際教育特区学校審議会設置条例の制定について
- 日程第 8 議案第47号 玉村町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第48号 玉村町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第49号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第50号 玉村町下水道条例の一部改正について
- 日程第12 議案第51号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第52号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第53号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第54号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第55号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第56号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園）
- 日程第18 議案第57号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）
- 日程第19 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総 務 課 長	重田 正典 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税 務 課 長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	佐藤 千尋 君
住 民 課 長	井野 成美 君	生活環境安全課長	高橋 雅之 君
経済産業課長	筑井 俊光 君	都市建設課長	高井 弘仁 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	大島 俊秀 君	生涯学習課長	川端 秀信 君

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋 則夫	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○議長挨拶

◇議長（浅見武志君） おはようございます。平成24年玉村町議会第4回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

年末を控え、議員各位には公私まことに多用のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。今定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明が行われますが、議員各位におかれましては町民の負託に応えるよう、活発にして円滑な議事が進められますようお願いするところでもあります。

これから寒さも日を迫うごとに増し、インフルエンザにかかることも予想されます。皆様には、ご自愛の上、ご健勝にて活躍されますことをお祈り申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（浅見武志君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果を、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果については、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容等は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（浅見武志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、5番齊藤嘉和議員、6番筑井あけみ議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（浅見武志君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月28日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

筑井あけみ議会運営委員長。

〔議会運営委員長 筑井あけみ君登壇〕

◇議会運営委員長（筑井あけみ君） おはようございます。議会運営委員長の筑井あけみでございます。報告申し上げます。

平成24年玉村町議会第4回定例会議会運営委員長報告。日時、平成24年12月5日水曜日午前9時。場所、議場にて。平成24年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月28日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月14日までの10日間といたします。

今定例会には、陳情3件と町長から提案される議案として承認1件、議案12件の13議案が予定されております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず初めに各委員長より閉会中における所管事務調査報告があります。次に、陳情の付託を行います。次に、承認第7号について、町長から提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第46号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会に付託を行います。続いて、議案第47号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第48号から議案第50号までの3議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第51号から議案第55号までの5議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第56号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。続いて、議案第57号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程3日目も本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は4人です。本会議散会後には、議会運営委員会を開催します。

日程4日目、5日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程6日目は、午前9時から総務常任委員会が開催されます。

日程7日目は、午前9時から経済建設常任委員会が開催されます。

日程8日目は、午前9時から文教福祉常任委員会が開催されます。

日程9日目は、事務整理のため休会となります。

日程10日目は、最終日とし、午前10時より議会運営委員会を開催し、その後、午前11時より議会全員協議会が開催されます。続いて、本会議を午後1時30分に開議、委員会に付託された議案第46号及び陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委

員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成24年玉村町議会第4回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のありましたとおり、本日から12月14日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長（柳沢浩一君） 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会閉会中の所管事務調査について報告を申し上げます。

次により、所管事務等の調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、平成24年10月31日午後1時30分より午後3時30分。場所は、高崎市の市民活動センターソシアス。調査事項については、住民活動の活性化と住民主体のまちづくり推進についてということで調査をいたしました。出席委員、随行者、説明者等については添付のものについてご参照いただきたいと思います。

調査経過でありますけれども、町民の多様な社会活動参画への意思とニーズはあらゆる分野にわたるとともに、それに伴う成果は目覚ましいものがあると認識をしております。そうした熱意に対して、当町玉村町では、町民との協働のまちづくりを目指して、ボランティア、NPOなど42団体が住民活動センターをばるを中心に活動を展開しているが、手狭感を否めない。そこで、高崎市が大変すばらしい施設ソシアスを建設したということを知り及びまして、調査に至ったわけでございます。

次に、高崎市市民活動センターとはということでございますけれども、かいつまんでお話をしたいと、こう思っております。ソシアスとは、まづラテン語で仲間を意味しているそうです。このセンターの本当に性格にふさわしい名前かなと、こう思います。まず、町民の皆さんが自己啓発のためにあらゆる活動に参画をしていただいておりますけれども、そうした考え得るさまざまなことを補助、そ

して対応できる、そうしたあらゆる施設を備えているというのが私の感想の一つであります。いずれにしても、余りにも立派な施設でありましたので、私も圧倒されて、玉村町が比較するべくもありませんけれども、大変すばらしいものであります。

次に、立地場所ですけれども、これは旧群馬町、群馬町は平成18年に高崎市に合併しましたから、群馬町といいますと高崎市でも最も北部、最北端、もうちょっと北もあると思いますが、に近いところ。群馬町の南は吉井までありますから、相当の距離があります。委員からこんな質問がありました。なぜこの最北端の群馬町につくったのかと、こういう質問がありました。答えによると、ここにも書いてあると思いますが、合併前の群馬町の総合計画の中にこれが盛り込まれていた。明記をされていたということで、旧群馬町の考え方、意思を尊重した結果、この地に建てると、建設をするということになったということでございます。臆測で質問するのは失礼なので、申し上げませんでした。特例債等の活用があったのではないかとというふうに推測をするわけです。

次に、利用状況ですけれども、そうした中心から離れているという懸念もされましたが、登録団体数は181団体、4月からの利用人数は延べ2万5,000人余りにも及び、大いに活用されているところであります。さまざまなフォークダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操、さまざまなことに多岐にわたり、市民の皆さんが利用しているようであります。

施設の概要ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、広大な敷地に本当に大きな施設ということで、延べ床面積は約3,000平方メートル。そして、同敷地は教育センターというのが同じ敷地にありますが、含めると約2万9,000平米、3ヘクタール近い、そうした敷地があります。の中に建っているところであります。旧中学校の跡地だそうですから、そういうことでこうした活用ができたのかなと、こう思っております。なお、施設の概要ということで、1階、2階と分けて書いてありますが、これについてはぜひ目を通していただきたいと、こう思います。1階、2階の略図もありますが、ぜひ目を通していただければと、こう思います。

次に、考察。玉村町経営改革町民会議の意見書の中でも次のような指摘がされている。少子高齢化の時代、地域の活性化を促す協働の営みは、住民の自然発生的な取り組みを待っている、いつまでも現実化することは考えられない。協働のまちづくりの御旗を高く掲げた玉村町にとって、協働は町政の単なるオプションではなく、絶対実現すべき必須事項であることは忘れてはなりません。こうした大変強い口調での指摘がされておりますので、当町におきましても施設云々はまたこれからの議論もあると思っておりますけれども、そうしたことに改めて目を向けていただければ幸いかなと思いません。

以上をもちまして、総務常任委員会閉会中の事務調査報告を終わります。ありがとうございました。

◇議長（浅見武志君） 以上で、総務常任委員長長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長長の報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

◇**経済建設常任委員長（川端宏和君）** おはようございます。経済建設常任委員長の川端宏和でございます。経済建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

所管事務等の調査が終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、平成24年11月5日、6日、2日間で行いました。視察地は、千葉縣市原市と市川市の2市を視察いたしました。調査事項といたしましては、防災機能を持った総合公園を整備した経緯及び施設の概要について調査いたしました。出席委員は、委員会委員全員でございます。また、議長には同行していただき、随行者は大嶋、石関2名の随行者となりました。対応者に関しては、以下のとおりでございます。

調査経過、市原市総合公園の整備状況についてでございます。市原市総合公園は、五井駅東口整備構想及び市原市都市交流拠点整備基本計画に基づき、防災機能を持った現在整備中の公園であります。整備期間は、平成20年度から24年度までの4年間であり、整備期間が長期にわたるため、工事の進捗に合わせて順次供用開始がなされているとなっております。

総合公園の位置づけでございます。市原市総合公園は、市原市の顔として多様な交流が可能な複合的な機能を持った公園としているだけでなく、広域救援、救護基地としての機能を中心とした防災機能を持った公園として整備されております。隣接する公共施設は、避難収容施設や救護所に位置づけられ、防災備蓄倉庫や防災用井戸が整備されております。図面に関しては、以下のとおり示しておりますので、ごらんください。

整備方針におきましては、1として、公園内に調整池計画用地を取り込み、調整池としての機能は公園の水辺空間と一体的に整備する。2番として、市民や市外からの来訪者などさまざまな利用を想定し、多様な交流が可能な公園としております。交流機能、防災機能の両面において、既存公共施設と一体的利用が可能な空間として整備されております。整備構想区域のプロムナードと一体的利用(イベント等)ができる空間として、また隣接する広域立地型商業施設と一体的なにぎわいが創出される公園として整備するとなっております。5番目として、広域防災機能を有するとともに、にぎわいを創出する広域交流空間としての総合公園を配置する。6番目に、水と緑にあふれ、安らぎや癒やしを感じられる空間として整備するとなっております。

次に、2番目の市川市広尾防災公園の整備状況についてでございます。公園を整備した経緯、目的に関しては、広尾防災公園は市川市の行徳地域に平成17年度から建設され、平成22年4月1日に開園いたしました。防災機能を備えた都市公園としては、平成16年4月に整備された大洲防災公園に続き、市内で2番目の公園となっております。

広尾地区周辺は、近年工場跡地がマンション開発されたこと等により、急激に人口が増加した地域でもございます。公園等のオープンスペースが少なく、災害時における避難場所の面積も不足しているなど、防災性の向上や緑豊かな潤いのあるまちづくりが課題となっております。そこで、地域の

防災機能の強化と快適な都市空間の形成を図るため、広尾2丁目にあった民間の大規模工場跡地を活用し、防災拠点、一時避難場所の機能を有する都市公園の整備が計画されたものでございます。事業化に際しましては、平成17年度から21年度までの5カ年計画で、まちづくり交付金を活用し、事業が進められました。

公園の特色といたしましては、広尾防災公園は地区公園で、面積約3.7ヘクタール、災害時の想定避難区域はおおむね1キロメートルであり、避難想定人口は約1万3,000人であります。平常時は、近隣住民の憩いの場、レクリエーションの場として市民に親しまれる公園であり、いこいの広場、つどいの広場、健康の広場、花の広場、遊びの広場、水に親しむ広場など特色ある広場を設けております。一方、災害時には一時避難場所としての機能のほか、初期救援や緊急輸送等の中継拠点機能を担う公園となっております。防災施設は、1万3,000人が3日間一時避難できる容量を備えているものでございます。防災施設としては以下のとおり示してあります。ごらんいただければと思います。

また、管理方法でございますが、基本は市の直営管理で、部分的に業務委託を行っているものでございます。年間の維持管理費は、平成23年度実績で約1,400万円、そのうち委託費、樹木の剪定等がございますが、約1,200万円であると聞いております。運営は、平常時はいつまでも地域に愛される使いやすい公園として、また災害時には防災公園として円滑に機能するよう、平成21年度に近隣の自治会及び地元工業会の参加のもと、広尾防災公園管理・運営住民検討会を延べ7回開催し、地域住民の意見等をできる限り取り入れながら、公園の管理、運営方針、利用ルールを策定しました。自動車駐車場が有料公園施設となっており、使用料を徴収しているが、ほかの施設は全て無料であるとしております。

また、今後の課題でございますが、開園以来公園の不適正な利用、禁止行為や迷惑行為、犬の放し飼い、ふんの放置、歩行喫煙、自転車等の乗り入れ、ごみの不法投棄が増加傾向にあり、公園利用者のマナーの向上及び利用ルールの遵守が課題となっております。また、防災面では、広尾防災公園は一時避難場所としての受け皿であり、実際の災害時にどのように避難、救助活動を実行していくかを含め、ソフト面の整備に取り組んでいるということでございました。

最後に、考察でございます。平常時は住民に親しまれる花と緑の憩いの場、多目的なレクリエーションの場として利用されておりますが、災害時には避難地として活用され、災害から住民の守る貴重な場所となる防災公園でございました。災害は、いつ発生するかわかりません。緊急事態に対応するため、当町においても高い防災機能を持つ防災公園の整備を検討する必要があるのではないか。当町が指定する避難場所に現在公園は入っておりませんが、今後は防災機能の強化を図るためにも、災害に強いまちづくりを意識した公園の整備を求めたいと思っております。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

◇議長（浅見武志君） 以上で、経済建設常任委員長長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（備前島久仁子君） それでは、閉会中の文教福祉常任委員会所管事務調査について報告をいたします。

平成24年11月12日、13日の両日にわたり、ぬまづ健康福祉プラザと御殿場市民交流センターへ視察に行っていました。調査項目は、住民の福祉活動の推進、増進のための施設の活用についてであります。

まず、調査項目としまして、ぬまづ健康福祉プラザの目的と役割であります。人口20万人の沼津市にあるぬまづ健康福祉プラザは、共生と相互扶助の理念に基づいて、家庭と地域社会が自立して連帯してまちづくりに取り組むために、また生涯を通じて誰もが住みなれた地域で安心して暮らすまちを実現する目的で建設されております。福祉、保健、医療の連携により、地域福祉と健康づくりの新たな拠点の場として平成19年に開館し、市民が主体的に福祉活動に取り組み、地域福祉活動と障害者支援を活発に実施する場となっております。

大きくは、社会福祉協議会と夜間救急医療センターの2つの目的を1つの建物に集約し、1階の医療センター以外は社会福祉協議会への指定管理であり、健康増進ルームや福祉ボランティア活動室など多くの市民に活用されている場となっております。年間の利用者は6万人。社会福祉協議会への指定管理料は年間1億3,000万円です。1階の夜間救急医療センターは、近隣3市1町民45万人を網羅する医療センターであり、年間2万人の利用があります。ぬまづ健康福祉プラザは鉄筋5階建て、敷地面積4,818平米であります。

次に、御殿場市民交流センターふじざくらの目的と役割についてです。御殿場市は、富士山の頂上から箱根までが市の面積という広大な敷地にあり、立地、環境に恵まれている市であります。人が住んでいるのは面積の3分の1、さらに3分の1は自衛隊の演習場があり、年間1,000万人の観光客が訪れる観光地であります。人口9万人の御殿場市にあるふじざくらは、健やか生きがい基本計画、御殿場市まちづくり基本構想をもとに、世代交流多目的施設として平成20年にオープンしております。

社会福祉協議会、シルバー人材センター、子ども家庭センター、市民活動支援センター、児童館、女性センターの機能をあわせ持つ複合施設で、富士山を目の前に望むすばらしい眺望と環境が自慢の癒やしの空間となっております。市民活動の推進及び児童福祉、社会福祉の増進を図ることを目的とした会館で、併設してシルバーワークプラザも設けられ、高齢者の技術習でも利用されております。60歳以上の利用者は、施設使用料は無料であり、20人から30人のイベントは常時開催、1日に2,000人から3,000人の利用者に活用してもらえるよう、イベント企画にも力を入れております。指定管理者として社会福祉協議会へ委託しております。

考察。日本全国で高齢化が進む今、保健所、児童館、生涯学習、市民交流、高齢者支援、ボランティア交流などをあわせ持つ福祉総合会館の建設が目立っております。今回視察しました2つの会館でも、今まであちこちに建設し、それぞれに運営されていた施設を1つにして管理することで、効率がよく、運営もスムーズに進んでいるように感じました。また、地域に根づいた運営をすることで、利用者がふえていることも確認できました。本町でも以前から福祉会館の必要性が議論されておりましたが、さまざまな課題を抱えて、その建設の計画が第5次総合計画から姿を消しました。しかし、今後は高齢化が進む中で、さまざまなボランティア活動の拠点、健康管理とアップのための講演会や住民活動、障害者福祉センターの充実など、ますます需要はふえてくると考えられます。こうしたことを考慮し、福祉会館や住民センターの必要性をいま一度検討するように要望いたします。

以上で文教福祉常任委員会の所管事務調査といたします。

◇議長（浅見武志君） 以上で、文教福祉常任委員長長の報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（浅見武志君） 日程第5、陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

平成24年12月5日

玉村町議会第4回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者又は代表者住所・氏名	付託委員会等
2	24.10.4	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書	前橋市本町三丁目9-10 群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 石関 貞夫	総務 常任委員会
3	24.10.4	介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書	前橋市本町三丁目9-10 群馬県医療労働組合連合会 執行委員長 石関 貞夫	総務 常任委員会

4	24. 11. 8	玉村町障害者（児）福祉サービス環境の是正に関する要望書（陳情）	玉村町大字小泉51番地2 玉村町心身障害者父母の会 野 バラの会 会長 松本 幸代	文教福祉 常任委員会
---	-----------	---------------------------------	--	---------------



○日程第6 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

（平成24年度玉村町一般会計補正予算（第3号））

◇議長（浅見武志君） 日程第6、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成24年度玉村町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） おはようございます。師走に入り、寒さも日増しに厳しさを増してまいりました。本年もいよいよ残すところ一月足らずとなり、何かと気ぜわしい季節を迎えたわけでございます。

平成24年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を述べさせていただきます。本町における財政状況は、経営改革大綱に基づくこれまでの行政改革により、県内自治体の中では比較的健全な状態を維持しているものの、景気の低迷による税収の伸び悩みにより、財政力指数は下降傾向にあります。その上、第4保育所の改築や老朽化した施設の改修等が急務となっており、今後も厳しい財政運営が予想されます。現在平成25年度の予算編成に当たり、個々の職員が予算編成方針に基づき歳入歳出両面にわたる効率化の見直しに取り組んでおりますが、限られた財源の中で事業の緊急度や優先度を考慮し、第5次総合計画を基本としつつ、都市計画マスタープランの着実な実現を図るよう職員に指示したところであります。

さて、本日、平成24年第4回玉村町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところ参会をいただき、本定例会が成立いたしましたことを厚く御礼を申し上げます。本定例会は、本日より12月14日まで10日間、13案件につきまして提案をさせていただき、ご審議をお願い申し上げます。よろしくご審議をくださいますと、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、本定例会では、14名の議員さんから一般質問の通告を受けております。誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じます。あわせて貴重なご意見、ご提言をいただけるものと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。本案は、平成24年度玉村町一般会計補正予算（第3号）でございまして、

地方自治法第179条第1項の規定により、先月16日付で専決処分をし、同条第3項の規定により本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、衆議院の解散に伴う第46回衆議院議員総選挙を執行するための経費1,132万6,000円を、既定の歳入歳出予算に追加するものであり、昨日4日に公示され、16日に執行する予定となっております。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

————— ◇ —————

○日程第7 議案第46号 玉村町国際教育特区学校審議会設置条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第7、議案第46号 玉村町国際教育特区学校審議会設置条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第46号 玉村町国際教育特区学校審議会設置条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町国際教育特区に係る構造改革特別区域計画の認定申請に伴い、認定後、学校設置認可、学校評価等について調査し、及び審議することを目的に、玉村町国際教育特区学校審

議会を設置するものでございます。

条例の概要を申し上げますと、所掌事務といたしましては、学校の設置認可に関する事、学校評価に関する事、学校経営が悪化した際の調査審議に関する事等につきまして、町長の諮問に応じて調査をし、及び審議をするものとなっております。

また、委員につきましては10人以内とし、教育関係者、学識経験のある者、企業経営に関し専門知識のある者、企業経営者等のうちから町長が委嘱するものとなっております。特区における株式会社の設置する学校につきましては、認可や学校評価について認定地方公共団体が行うことになっており、その認可等の行政処分を行うに当たり、適正性、公正性、専門性を確保する観点から、本審議会を設置するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 提案理由の説明が終了いたしました。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号 玉村町国際教育特区学校審議会設置条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



○日程第8 議案第47号 玉村町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第8、議案第47号 玉村町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第47号 玉村町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律、いわ

ゆる第2次一括法の公布に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正され、市町村が一般廃棄物を処理するために設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を市町村が定める条例に委任されたことに伴い、上程するものであります。

条例の概要を申し上げますと、一般廃棄物の処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する技術管理者を置かなければならないとされておりますが、この技術管理者の資格の基準について、廃棄物処理法に規定する技術管理者の資格基準を適用するため、条例を制定するものでございます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○日程第 9 議案第 48号 玉村町税条例の一部改正について

○日程第 10 議案第 49号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

○日程第 11 議案第 50号 玉村町下水道条例の一部改正について

◇議長（浅見武志君） 次に、日程第9、議案第48号 玉村町税条例の一部改正についてから日程第11、議案第50号 玉村町下水道条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第48号 玉村町税条例の一部改正についてから日程第11、議案第50号 玉村町下水道条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第48号 玉村町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日付法律第17号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要は、地域決定型地方税制特例措置、これ通称わがまち特例と申します。の創設に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置の一部について、国で示す割合を参酌し、一定の範囲内で地方自治体の自主的判断により、条例で軽減割合を定めることになったため、償却資産の対象となる下水道除外施設における軽減割合を4分の3に定めるものでございます。

議案第49号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について説明申し上げます。本案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に定める固定資産税の課税の特例について、県で策定するそれぞれの基本計画に対応できるよう、玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要は、課税免除の要件である対象施設設置の起算日について、現行条例では県が最初に国の同意を得た3つの基本計画の同意日である平成19年10月17日という具体日にしていますが、これをその後同意を得た基本計画や今後策定される基本計画に対応できるよう、同意基本計画の同意の日に改めるものでございます。

議案第50号 玉村町下水道条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、平成23年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法による下水道法の一部改正に伴い、玉村町下水道条例の一部を改正させていただくものでございます。

下水道法の改正により、公共下水道を管理する自治体は、国の政令で定められている基準を参照した上で、公共下水道の構造の技術上の基準を、今年度中に条例において定めなければなりません。当町においては、政令に定める国の基準のもとで、施設が適切に機能しているものと考えているため、政令と同一の基準を定めることといたしました。

主な改正内容ですが、第15条の次に第15条の2として排水施設の構造の基準に関する規定を、第15条の3として適用除外となる公共下水道に関する規定を追加するものでございます。

なお、改正条例の施行日は、平成25年4月1日でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第9、議案第48号 玉村町税条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10、議案第49号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11、議案第50号 玉村町下水道条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 改正案の第15条に、ここに排水施設の構造の基準というのがあります。この基準に照らして、現在ある玉村町の排水施設はどのようなぐあいになっていますか。要するに合格しているか、不合格のところがあるかということです。

◇議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

◇上下水道課長（原 幸弘君） 玉村町においては、国の基準に沿って今までやっておりますので、今回の条例に国の政令の基準と同一の基準を条例化するということでもあります。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇議長（浅見武志君） もちろん条例化するわけですが、条例化をしたときに現在ある排水施設、それがその基準に適合するかどうかという質問ですが。

◇議長（浅見武志君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

◇上下水道課長（原 幸弘君） 国の基準に適合いたします。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○日程第 1 2 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 4 号）

○日程第 1 3 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 1 4 議案第 5 3 号 平成 2 4 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 1 5 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 1 6 議案第 5 5 号 平成 2 4 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）

◇議長（浅見武志君） 日程第 1 2、議案第 5 1 号 平成 2 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 1 6、議案第 5 5 号 平成 2 4 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 5 議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 1 2、議案第 5 1 号 平成 2 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 1 6、議案第 5 5 号 平成 2 4 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの 5 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長（貫井孝道君） 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 1 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 1 4 億 8 3 2 万 6, 0 0 0 円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では、地方交付税や国、県支出金、前年度繰越金のほか、玉村八幡宮への町有地売払収入 1, 7 2 0 万 6, 0 0 0 円を増額し、町債については 2, 4 9 0 万円を減額するものでございます。

次に、歳出ですが、まず総務費では、構造改革特別区域法に基づき、株式会社が本町に設置する学

校についての認可等に係る事項を調査審議するため、玉村町国際教育特区学校審議会を設置することに伴い、その委員報酬を追加するものでございます。

次に、民生費ですが、地域支え合い体制づくり事業として、町、住民組織、福祉サービス事業者等との協働による日常的な支え合い活動の体制づくりを行うため、要援護者を抽出する新たなシステムを構築するための経費や、障害者自立支援費についてはサービス利用者の増加等によるものでございます。

衛生費では、太陽光発電システム設置補助金の申請者が増加しているため、その助成費用を追加するものであります。また、クリーンセンターについては、1号炉のバグフィルターの交換時期が迫っておりますので、長寿命化工事の工期中に実施することにより、経費の節減を図るものでございます。

農林水産費では、野菜王国・ぐんま強化総合対策事業として、パイプハウスの助成を行うものでございます。

商工費では、地域経済の活性化と町民の住環境の向上を図るため、昨年7月から実施している住宅リフォーム支援事業について、今後も申請者の増加が見込まれることから、その助成費用を追加するものでございます。

土木費では、道路改良や排水路改修のための事業費の追加のほか、高崎・玉村スマートインター整備事業費の追加でございます。

教育費では、小中学校において聴力検査に用いている測定機器が購入から26年が経過し、老朽化が進んでおり、また一部の機器が故障し、修理も困難なことから、現在の新規格に対応したデジタル式の測定機器に入れかえるものでございます。給食センターについては、調理済みサラダなど配送まで低温で一時保管しておくためのカートイン冷蔵庫が故障したため、その入れかえ工事を実施するものでございます。

なお、その他については、人事異動や職員の育児休業等に伴う職員給与や賃金の補正でございます。

議案第52号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,068万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億289万3,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、交付金等の決定により、前期高齢者交付金3,883万円、一般会計繰入金593万2,000円、繰越金1億516万4,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものとしては、今年度前期分の医療費の状況により増加が見込まれることから、保険給付費として1億2,510万円、前年度の国庫負担金が確定したことによる返還金2,554万2,000円を増額するものでございます。

議案第53号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97万1,000円の増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,186万1,000円とさせていただくものでございます。

主な歳出としましては、平成23年度の精算金として、一般会計繰出金85万9,000円、後期高齢者医療広域連合会への保険料納付金16万4,000円を増額し、保険基盤安定拠出金7万1,000円を減額するものでございます。

歳入の主なものとしては、前年度の繰越金102万3,000円を充てるものであります。

議案第54号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,678万2,000円とさせていただくものでございます。

主な補正理由ですが、国庫補助事業における汚水事業から雨水事業への事業費の流用、電気料金の値上げによるマンホールポンプ電気料の不足、処理場維持管理負担金の費用負担の見直しにより負担金の減額が見込まれること、職員1名分の人件費の増額などがございます。

次に、金額ですが、歳入では下水道事業債を10万円減額し、歳出では公共と特環を合算した維持管理費について、職員給与費を2万6,000円、一般経費を115万1,000円増額し、県央処理場維持管理負担金を611万9,000円減額するものであります。

最後に、公共、特環合わせた建設費についてですが、職員給与費を394万2,000円、その他建設工事90万円増額するものでございます。

議案第55号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収入の予定額を4,000万円増額し、その総額を6億3,148万2,000円と定めるとともに、収益的支出の予定額を4,422万5,000円増額し、その総額を6億2,072万8,000円と定めるものでございます。

まず、収入についてですが、群馬県が実施する国道354号バイパスの整備に伴い、南玉地内において配水管の移設が必要となり、受託工事収益として4,000万円の増収が見込まれるため、補正するものでございます。

次に、支出についてですが、電気料金の値上げに伴い、原水及び浄水費の動力費を330万円増額し、国道354号バイパスの配水管移設費用として受託工事費を4,000万円増額し、人事異動の影響により不足する職員給与費について、給料を62万7,000円増額し、手当を2万4,000円減額し、法定福利費を32万2,000円増額するものでございます。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第12、議案第51号 平成24年度玉村町一般会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 何点か質問させていただきます。

商工振興費の44ページの地域経済活性化住宅リフォーム支援事業についてお尋ねをいたします。これ大変好評なようで、追加予算がなっていますけれども、これの累計、今まで幾ら全体の予算が組まれたのか。それから、件数にして何件までいったのか。それから、巷間言われている発注業者、受注業者の偏り等は見られないのか。また、現在の申し込み状況について、その点についてお尋ねいたします。

次に、46ページ、道路改良事業ですけれども、工事請負費500万円計上されています。これの使い道ですか。どこをどう工事するのか、具体的に。46ページです。道路改良事業、都市建設課の部分です。これについてお尋ねいたします。

もう一点、次の47ページ、高崎・玉村スマートインター（仮称）整備事業、これの負担金2,029万2,000円になっていますけれども、この負担金ということになりますと、全体の工事金額の一部を負担するというような形になるのでしょうか。とすれば、全体の工事はどのような工事があって、全体金額は幾らで、玉村町の負担金は幾らで、何%になるのか、お尋ねをいたします。どのような工事の進行状況にあるのかもあわせてお尋ねいたします。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） ご質問にお答えします。

地域経済活性化対策の住宅リフォーム補助金ですね、こちらのほうについてですが、4月から10月までなのですが、223件です。支出のほうが認められたものについて支払いをしています。これ11月19日までの支出合計ですが、2,645万円です。

それから、偏りがいいかということなのですが、外壁とか、あと浴槽、今までガスだったのが電気にするような形ですか、余り偏ったというものはないです。平均的にできていると思います。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 宇津木議員さんの500万円、道路改良事業費の内訳からまず申し上げたいと思います。

これにつきましては、飯塚地区からの要望にありまして、その緊急性を加味しまして、この補正予算で計上させていただいたというのが300万円でございます。

もう一つは、広幹道ののり面、文化センターのところの南側ののり面に桜が植わっております。これは町で桜のほうの植樹をさせていただきました。桜が41本、それからその他の木で2本ありまして、43本の移植工事ということでございます。広幹道が今度4車線化に向けていろいろな準備工事等が始まりまして、そちらのために本年度中にこちらのほうののり面の桜と、それから駐車場等もあります。そちらのほうを県のほうにお返しするというような形のための工事でございます。

次に、排水路の改修工事でございますが、これにつきましては上福島の高橋川ののり面に雑木が非常に生えております。こちらのほうが北側の家が日が当たらないような状況になっておりますので、冬場を利用して、こちらのほうののり面の伐採をしたいということでございます。

それから、高崎・玉村スマートインターチェンジのご質問ですが、これにつきましては全体の工事費の13.5%を玉村町が負担するというものでございます。本線からゲートまでの間につきましては、ネクスコ東日本が全部工事のほうはしていただけます。玉村町側、高崎市側含めてです。そのゲートから広幹道までの接続の間の工事費につきましては、高崎市と玉村町が合わせた中で13.5%を玉村町、残り86.何%ですか、そちらのほうを高崎市が負担するというようになっております。

今回の補正予算につきましては2,029万2,000円につきましては、平成23年度に用地買収をかなりの部分で行っております。そちらのほうが最後まで買えるかどうか、微妙なところがありまして、最終的にこちらのほうが買えたという部分も含めまして、23年度の用地買収費の未精算分の補正予算ということで計上させていただいております。なお、全体工事費につきましては、今言った額を割り返していただければ全体の工事費になるという解釈をしていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 住宅リフォーム制度ですけれども、聞いた内容で申し込み状況、今の現状ですね、補正予算を組むのですから、殺到しているのかなという予測ですけれども、その辺の状況について改めて伺います。

それから、偏りは工事の内容の偏りではなくて、一定の受注業者が集中的に受けてはいないかと。そういうことを確認したい。この内容です。46ページはわかりました。

スマートインターについては、13.5%の負担割合ということですが、この負担割合はどういう形で決められて13.5になったのか、それについてお尋ねいたします。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 助成の関係なのですが、月平均大体32件ぐらいです。それで、1件

当たりが13万5,000円ぐらいとしまして、今回の補正の金額が出してあります。

それから、業者の偏りなのですが、この業者という偏りは特にはないです。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 13.5%の負担割合の根拠でございます。こちらにつきましては、当時の人口、平成20年の5月にこちらのほうの協議会のほうがスタートしまして、そちらの中で協議をさせていただきまして、当時の人口割というふうに考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 13ページの町有地の売却収入のところちょっとお尋ねいたします。

場所と、それからその面積、それから売買したときの単価、契約日、そういうものと、この町有の土地を売却するに至った経緯をちょっとご説明いただきたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） まず最初に、場所なのですけれども、玉村八幡宮の北側ということで、元玉村町の町営プールがあった場所ということでございます。ですから、八幡の町営住宅と八幡様の間の土地になります。

土地の面積ですけれども、682.21平米ということでございます。単価でいいますと、平米当たり2万5,000円ということの売却価格ということでございます。

また、この売買に至った理由でございますが、実際現在あの土地につきましては、商工会さんが6丁目の屋台小屋を動かすときに町に貸してくれということで屋台小屋が若干残っているのですけれども、それで今使っていて、あとは町営住宅だとか近隣の人の駐車場という形で、これは無承諾の駐車場ということでご理解いただければと思うのですけれども、使っていたということでもあります。内容的にごみの不法投棄だとかいろいろありまして、その部分も非常に困るというようなこともありまして、一番近隣である八幡様にそれをお渡しして、そこも一体的に管理してもらおうというようにきさつの中の話が進んでの売買契約ということでご理解いただければと思います。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） そうすると、売却先は八幡様ということで、その土地の活用、例えば玉村町の町営住宅の、料金はないにしても駐車場という形で使っていたりということでもありますから、そこを売るということは、今度はそこが使えなくなるという形になるわけですね。そういうところの対策とかというのはどういう形になっておるのかということと、あと所在地についてはちょっと地番を教

えていただけますでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） 地番については、ちょっとここへ持ってきていないので、後でお渡ししたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、要するに町営住宅には、本来ちゃんとした町営住宅用の駐車場があるわけです。1軒2台ということになろうかと思えますけれども、そういうものでその活用をしていただくのが当然の話ということで、無断にとめられていた駐車場ということで、要するに勝手に駐車場として使っていたということでご理解いただければと思います。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 町の大事な財産の売却ですので、どなたかから非常に必要だという強い要望とか、または町ではそれは使う必要がないからという判断をして、これは売却したほうが町にとってメリットがあるという判断をされたのかとは思いますが、今のご説明ですと、何かそういう話は全然ないので、もう一度その経緯のことについてお話をいただきたいと思えます。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） この場所については、今課長が言ったとおり、6丁目の屋台小屋がありました。かなり大きい屋台小屋がありまして、その屋台小屋が、6丁目が新しく屋台小屋をつくったので、要らなくなったわけです。その屋台小屋が使われなくなったので、あの場所をもし使うとすれば、屋台小屋を撤去しなくてはいけないと。これも大変な経費がかかるということでございます。

その屋台小屋を見て、八幡宮のほうから、屋台小屋を八幡様で使いたいということから話が始まったということでございますので、大変町としてもありがたい話だったということで、あの屋台小屋を使いたいので、もし土地があいているのだったら、八幡様の駐車場として使いたいと。そして、町が使うときには、八幡様の駐車場は幾つもありますので、特に正月だとか土曜、日曜のお祭りのときには使えますけれども、ふだんはあいていますから、もし町が使いたいときはいつでも使っていただいて結構だという話から始まったことなので、大変町としてはありがたい買い手だなということで話が進んだということでご理解をしていただきたいと思えます。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 57ページ、海洋センターの大規模改修事業ですけれども、このもともとの改修内容、それからこの大規模改修というのは何年に1回ぐらいやるか。まず、それを伺います。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 今回の大規模改修工事でございますが、9月の定例会におきまして工事の契約のご議決をいただきまして、工事着工いたしましたわけです。大規模改修ということで、B&G財団から3,000万円の助成金を受けまして行うということで以前ご説明を申し上げましたが、今回プールの全部の内面の塗装等の塗りかえとか、あるいは更衣室とかそういったことのバリアフリーも兼ねての更衣室、ロッカー等の改修、さらに中のプール脇のテラスというか、そういったところとか、あとは一部屋根等も雨漏り等の関係もございますので、実施するというふうな、そういった大規模な改修となっております。

〔「それは何年に1回やるのか」の声あり〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 何年に1回ということは、特にはございません。建設してから10年以上たった経過を踏まえまして、10年以上のものについてはそういった助成金もあるというような中で、今回15年目になるのですが、今回改修させていただきました。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 10年に1回とかやるそうですけれども、それから屋根の雨漏りの状況等についても改修するそうですけれども、この天井裏の改修、当然大規模改修の中に最初から含めておくべき問題ではないかと思うのです。地震なんかでも、群馬県ではありませんけれども、他県で体育館の天井が落ちて、大変負傷者が出たとかあるわけです。したがって、この143万6,000円というのは、最初の大規模改修のときの内容の中に含めておくべきものだったのではないかと、こういう質問なのですけれども、それについてはどう答えられますか。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 済みません。お答えします。

当初は実施設計ということで設計をさせてもらったのですが、目視調査ということで、そういった先ほど出た雨漏りなどで屋上を見たとか、あるいは目視で見たというのが一般的な実施設計の段階においてはされております。そういった中で、天井裏の調査ということになりますと、やはり費用等の面から足場を組んだりなんざりしてやるわけでございます。そういった中で通常目視でやらせていただいたということで、実施設計の段階では天井ではさびとかカビとか変色というようなものが初期症状ということですので、それは塗装なりそういったことで塗れば対応できるというふうなことでございました。しかしながら、実際の工事に入らせていただきました結果、天井裏を改めて工事業者が確認しましたところ、やはりあぁいったプールですので、湯気とか、温かい温水プールですので、そういった中でケイ酸カルシウムとロックウール板というような天井でございましたので、

ちょっとふけたりしていて、落ちる可能性があるということでございました。実際に平成20年なのですけれども、類似した他県のそういったプールの施設におきまして、そういった落下したというふうな事故等があった経過もございます。そういったものも聞いておりました中で、やはり利用者の安全を第一に考える中では、今回その辺もきちっと今回の改修にあわせてやりたいということで、今回補正予算を計上させていただいたわけでございます。よろしくお願いします。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 今回は、そういうことで請負業者が点検をしてくれたので、よかったですね。私はそれでいいのです。これからもそういう体育館とかのところの屋根裏とか、そういうのは何年に1回ぐらい、目視だけではなくて、いろんな点検方法があると思うのです。そういう方法で天井等が落ちないようによく点検をして、悪ければすぐ改修するというぐあいにやっていただきたいと思いません。

終わります。

◇議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

◇6番（筑井あけみ君） 何点かお聞かせいただきたいと思えます。

11ページ、地域支え合い体制づくり事業補助金400万円、この支出のほうにつきましては27ページの電算委託料400万円ということでよろしいのか。この事業の内容についてお聞きいたします。

次に、13ページの町有地の売却収益です。これにつきましては、妥当な鑑定士なりを入れて土地の評価というのもしてあると思うのですが、その辺の経緯と、それからこの収益になった売却益の金額についての町としての行き先、その方向をお聞かせください。

それから、33ページ、児童手当支給事業731万5,000円。児童数増のためとかという説明を聞いたと思うのですが、これについてももう少し詳しくお聞かせください。

続きまして、その下の放課後等デイサービス事業につきまして、これはどのような事業をどういうふうに障害者にしてあげるのかというようなことで、事業内容をお聞かせください。

それから、58ページのB&Gの改修事業でございますが、ご承知のように、ここは指定管理者として出しているところで、大規模事業で耐用年数により大きな改修事業が今回行われるのかと思うのですが、そのときの当初の今回の工事の見積もりですね。設計者にとって数字が決められていると思うのですが、そういう契約の中に、例えば今回この補正が出ました。こういうことがあり得る場合はどのようにしていくかというような取り決めとか、その辺の詳細の契約をしていたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

◇総務課長（重田正典君） まず最初に、町有地の売払収入の関係でございますけれども、この財源の行き先ということでありますけれども、本補正の財源充当をさせていただいたということでご理解いただきたいと思えます。

また、鑑定につきましては、ちゃんと鑑定士さんに依頼して、適正価格を算出しているということでもあります。内容的には、隣地である八幡様への売却ということで、若干一般の方に売るよりも高い金額で鑑定が出たということで、ご理解いただければと思えます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） ほかの質疑については、
健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、地域支え合い体制づくり事業についてでございます。この事業は、国から県に基金ということで介護保険の関係でございます。その基金を使いましての補助事業ということで、10分の10の補助金をいただけるという中で、内容的には要援護者台帳というのを整備してシステム化するということでございます。要援護者台帳というのは、うちのほうでは民生委員さんとかに調査をいただいた中で、そういった中で要援護者の台帳整備をしております。そういったものを電算化でシステム化して、また加工いたしまして、いろんな部分で利用できるような形でしていきたいということで電算業者に委託して、今の町の電算システムに入っているシステムの中に取り入れて行っていきたいと考えております。将来的には、関係各課、当然防災関係の課とか、そういったところとも連携をとりながら、使えるような形になればということで考えてはおりますが、そういったことでございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、児童手当の関係でございますが、今回補正させていただいたのが、昨年度子ども手当だの児童手当だの、いろいろちょっと途中から変わったりしたわけでございます。そういった中で、昨年2月、3月分がことしの6月支給に児童手当の場合、2、3、4、5のうち2月、3月分、前年度分なのでございますけれども、6月に支給することになります、本年度で。そういった中で、昨年度の分が2月、3月分の部分が若干足らなかった部分もございまして、6月の時点の支給に少しそこから出させていただいたという経緯がございます。それと、あと2、200人から、実際には当初見込んでいたときよりは220人ぐらいですか、ちょっとふえたというようなことでございまして、今回補正を組ませていただきました。

続きまして、放課後デイサービス事業でございます。これにつきましては平成23年度自立支援法でやっておった事業なのですが、24年度から児童福祉法の放課後デイサービス事業ということになりました。現在18人使っておるのですが、3名ふえたという中で今回補正させていただきました。

これは、養護学校とか中学校とか、あとはそういった養護学校とかそういったところから帰ってきたり、また障害者の方で放課後サービスが必要だというような方を事業所に委託しまして預かっているというような事業でございます。よろしく申し上げます。

それから、海洋センターの大規模改修工事でございますが、これにつきましては当初実施設計の段階で出た金額で、それを一般競争入札により入札させていただいたわけでございます。そういった中で、こういった変更等が生じた場合には、実施設計の金額については特にはいじらないというか、そのままやっていただくというような当初の取り決めになっておりますので、そういうことでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 6番筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君発言〕

◇6番（筑井あけみ君） 売却益のところは了解いたしました。

それから、ただいまの33ページのこの児童手当、また放課後児童等を受ける児童数が増加しているということでお聞きしておりますが、町内の児童、町外とか、そういうところでの利用者というのですか、全部町内の利用者ということで理解してよろしいのでしょうか。

それと、B&Gの指定管理の契約なのですが、当初指定管理として契約をしたときと、今また更新していると思うのですね、期限が来まして。そういう中で、契約内容の見直しというものは行うようなべきところがあるのか。ちょっとお聞きいたします。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 放課後児童デイサービス事業の利用者につきましては、町内の方でございます。町内の事業所でございます。

それで、指定管理の契約につきましては、年度協定書ということで、毎年年度協定書は交わすのですが、当初は3年間ということで、契約した内容については3年間、特に大きな問題がない限りは変更はいたしておりません。当然プールの指定管理を受けている業者につきましても、ふだんからそういったプール内の点検、清掃等を行うというのが指定管理業務の中に入っておりますので、随時こういったところはちょっとぐあいが悪いよとか、そういったものは報告は受けております。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

◇11番（村田安男君） それでは、お伺いします。

42ページの先ほど宇津木議員からも話ございましたけれども、宇津木議員の場合には場所の確認の質問でございましたけれども、42ページの町単独農業排水路整備事業工事請負費100万円と

いうことになっております。この上陽の藤川地域は、町が25%支払っている農地・水・環境保全対策事業の中の向上対策事業の部分に入っているわけです。玉村町には5カ所、6カ所あるわけですが、そういう事業をやっている施設があるわけですが、この場合、向上対策の場合に、既に町がこういうことで金を出して、こういう事業をやってくださいということでお願いしているにもかかわらず、そういうものが出てきたということに対して、県の説明の中で、この向上対策事業とそうではない事業の2つあるのですけれども、向上対策事業の場合においては町の施設についてはできないというような話の中で、これは町道は町の施設だからできない。排水路はできますよという説明を受けて、排水路ぐらいうちのほうはやれるわという話でやったのですけれども、その辺のいきさつについては、どのような解釈の中でこの事業をやったか。当初予算として、町は既に金を出しているわけですから、事業の選択の中でどのような選択をしたか、お伺いいたします。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 農林水産業費なのですが、この単独の農業用の排水路整備につきましては都市建設課のほうでやっております。

ご案内のとおり、農地・水の対策事業につきましては、議員も先ほどおっしゃられたとおりでございます。ただ、この用水路につきましては排水ではございません。用水路のほうでありまして、昨年ちょうど台風が来たとき、9月だったのですが、あのときに大きな陥没事故がこのところで起きまして、工事作業員のほうもけがをされて救急車で運ばれたというような話もご存じだと思います。その地点でありまして、大規模な用水の改修事業でありまして、こちらのほうは向上対策のほうでできるような範囲ではありませんので、これは町の単独事業として用水路を、ここは2カ年かけて完成させるというような予定で工事に入っております。その中の今回工事をする部分は、用水路の端にすぐまたもう一本、今度農業用の排水路がありまして、そちらのほうはちょうど当たってしまいますので、そちらのほうを仮設的に工事をすることになりましたので、その不足分の100万円というようなことで今回計上させていただいたということでございます。

◇議長（浅見武志君） 11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

◇11番（村田安男君） 地域の安全というものは避けて通れない話でございますから、その選択の範囲というものは大変微妙な面があろうかと思っておりますけれども、ぜひしっかりした指導で進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。午前10時50分より再開いたします。

午前10時37分休憩

午前10時50分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

◇議長（浅見武志君） 日程第13、議案第52号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

◇議長（浅見武志君） 日程第14、議案第53号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第54号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第55号 平成24年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

○日程第17 議案第56号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園）

◇議長（浅見武志君） 日程第17、議案第56号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第56号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成18年度から導入を図っております指定管理者制度に基づき、玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園について、指定管理者の指定を行うものでございます。

総合運動公園及び東部運動公園は、スポーツやレクリエーションなどを通して多くの町民が利用して楽しむことができる場として、また憩いの場として設置されております。現在総合運動公園及び東部運動公園の管理については、ともに町直営にて行っておりますが、今回当町における6番目の施設として指定管理者制度を導入させていただくものでございます。

指定管理者の指定に当たりましては、応募者を町のホームページ及び広報等で広く公募し、指定管理者候補選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を審査し、その結果、施設の管理運営を最も適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条に基づき、提案をさせていただくものでございます。

まず、公の施設の名称は、玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園。指定管理者となる団体の名称は、群馬県佐波郡玉村町大字上福島525番地、企業組合群馬中高年雇用福祉事業団で、指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） この群馬中高年云々に落札したわけですね。この最後の参考資料を見ますと、一番下、審査結果及び選定理由というのがございますね。そこのところを見ますと、この企業組合群馬中高年雇用福祉事業団、これの選定基準の合計は72.2点、そのすぐ右が69.0、わずか3.2点の差です。その下に提案価格を見ますと、この中高年雇用云々の事業団のほうは1,425万円何がしと。そのすぐ右が1,402万円と。この右のほうは約20万円ほど安いということです。非常に拮抗しているのですね、この2つのグループが。それで、この中高年の事業団のほうを選定した理由を明快に答えてもらいたい。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） ここにございますように、選定に当たりましては平成24年10月17日と10月31日に選定の会議を持ってございます。特に第2回目の10月31日の選定委員会につきましては、プレゼンテーションに基づきまして選定しておるわけなのですが、その中の選定基準であります2ないし3が非常に高得点になってございます。でありますので、単に提案価格だけで安かろう悪かろうということではなくて、総合的に判断した結果ということでございます。

◇議長（浅見武志君） 9番町田宗宏議員。

[9 番 町田宗宏君発言]

◇ 9 番 (町田宗宏君) それはいいのだよ。総合的に判断したからそうなっただけけれども、この I、II、III、IV、V までのやつは割合と抽象的な基準も含まれているのですね。金額のほうはずばり出るわけです。それで、20 万円と 3.2 点の差、それはどのように判定したかということですよ、私に言わせると。

◇ 議長 (浅見武志君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 小林 訓君発言]

◇ 健康福祉課長 (小林 訓君) 例えば一例を挙げますと、プレゼンテーションでそれぞれ自分たちのやりたいこととか、こうやりたいというようなのを発表していただいておりますが、当初の選定要項ですか、その仕様書におきまして、例えばうちの方で現在芝刈りを 4 回とかそういう形でやっております。そういう中でも、仕様書におけばそれでいいわけなのですが、提案者によりますと、それだけではなくて、10 回とかそういう形でサービスを、金額にあらわれない部分でのサービス、そういったものもしてくれると。そんなことも勘案して、一例で挙げますと、そういったことも入っているのではないかと、そんなことでございます。

◇ 議長 (浅見武志君) 9 番町田宗宏議員。

[9 番 町田宗宏君発言]

◇ 9 番 (町田宗宏君) その余り差がないのですね、この基準 I から V までは。わずか 3.2 点だ。非常にこの抽象的なものまで含まれているわけです。それよりも金額を重視したほうがいいのではないかと私は言っているのです。20 万円安いんだからね、明らかに。特にこの I から V までの中でこれが違うから 20 万円高くても入れたのだという、はっきり言ってもらえませんか。

◇ 議長 (浅見武志君) 経営企画課長。

[経営企画課長 金田邦夫君発言]

◇ 経営企画課長 (金田邦夫君) ちょっと休憩をお願いします。

◇ 議長 (浅見武志君) 休憩いたします。

午前 11 時 3 分休憩

午前 11 時 3 分再開

◇ 議長 (浅見武志君) 再開いたします。

◇ 議長 (浅見武志君) 経営企画課長。

[経営企画課長 金田邦夫君発言]

◇ 経営企画課長 (金田邦夫君) お答えいたしたいと思います。

ちょっと私どもも言葉足らずなところもあったのですが、今回議案として提出させていただきました参考資料の裏面をごらんになっていただきたいと思います。そこにございますように、選定理由として掲げてございます。総合的にすぐれており、類似施設での良好な管理実績、これは東部スポーツ広場でございます。芝管理やトイレ清掃などサービス向上のための具体的かつ実現性の高い提案であることが評価できると。また、障害者や高齢者に対する丁寧な対応や経費節減に取り組む内容なども評価でき、合計得点が最も高い点から優先交渉権者として選定されたというような理由でございます。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ございますか。

11番村田安男議員。

〔11番 村田安男君発言〕

◇11番（村田安男君） 内容はちょっと異なりますけれども、そこにありますように、前回は私の運動公園の管理について質問させていただいた。1年以上、2年ぐらい前ですか、機会があったらということで話しましたけれども、現状の業者ですね、あそこ。町が直接ということですが、指定業者みたいのがいて、受付なんかやっているので、もうさんざんな目に遭いまして、あそこを利用するのが嫌だというような状況の中で、今度こういう業者が、中高年になったわけです。中高年の場合、私は東部運動公園なんかも見させてもらって、いろいろと話もさせてもらってあるのですが、大変立派な事業をやっているなということで評価していたわけです。

今回の事業は、24年度の事業が1,688万3,000円に対して、来年度はさらに安くなって、この取得業者は1,400何がしだというような金額になるわけです。ただ、金が安くなればいいということではないわけでございますけれども、できればもう少し毎日ぐらいの手入れというのは難しいと思いますけれども、1週間に1遍ぐらいは必ず掃除をしてもらえるような状況で、この間も12月1日に町長にもお越しいただきましたけれども、朝6時半に来て、みんなして、おい、みともないからと、群馬県中来るのだから、ほうき持ってこいというので、みんな掃かせたのですが、そういうできるだけきめ細かな事業をやってもらうように、ぜひお願いしたいわけでございます。中高年はそれだけのことをやろうかと思しますので、ぜひ期待させていただきたいと思います。57号はまだだね。以上です。

◇議長（浅見武志君） これは質疑で。

〔「はい」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 村田議員のおっしゃるように、今度指定管理で中高年雇用福祉事業団が実施します、管理を。そういった中では、もう既に細目協議ということでうちのほうとそういった協議も入っており、中高年さんはそういったトイレの清掃とかそういったものにはかなり実績を持っているという中で、規定された回数以上にはやりますというようなことで、そういったまた管理、

門のあけ閉めについてもある程度うちのほうと十分協議して、今までよりよりよく利用者にとって使っていただくようなことで協議しておりますので、よろしくお願ひします。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○日程第18 議案第57号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）

◇議長（浅見武志君） 日程第18、議案第57号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第57号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

玉村町北部公園については、平成19年度より指定管理者制度を導入しておりますが、平成25年3月31日をもって3年間の指定期間が満了するため、新たに事業者を広く公募し、応募者の経営基盤、提案内容等を審査いたしました。審査の結果、施設の管理運営を最も適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条に基づき、提案をさせていただくものでございます。

公の施設の名称は、玉村町北部公園。指定管理者となる団体は、群馬県佐波郡玉村町大字樋越460番地2、萩原造園土木株式会社で、指定期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

次に、本案に対する質疑を求めます。

13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 北部公園の指定管理者についてお尋ねいたします。

審査結果及び選定理由についての基準で点数表になっているのですが、この選定基準V、危機管理対策、情報管理、この点数が先ほどもそうだったのですが、最高点が7.3で、6.5なので、萩原造園さんは、先ほどはまた同じような点数なのなのですが、この危機管理、情報管理というのは非常に大事なことです。例えば北部公園で危機管理というのは相当大事なことだと思うのですが、どういう内容を指しているのか、説明をいただきたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 休憩願います。

◇議長（浅見武志君） 休憩します。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） では、5番の項目についてご説明をいたしたいと思います。

これは、まず危機管理の対策なのですが、公園内で例えば事故が発生したとか、そのほか災害等の緊急事態が発生した場合を想定しております。その場合に、指定管理者が関係各方面にどういう形で連絡網を構築していくとか、あるいは公園内でどういう処置を講ずるかとか、そういったものでございます。一方、情報管理につきましては、利用者の個人情報ですね、そういったものを収集した場合に、どういう保護対策がとられるかとか、一般的な個人情報保護に係る内容でございます。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君発言〕

◇13番（宇津木治宣君） 当然公園の管理ということになれば、公園内で事故が起こらない危機管

理というのは重要だと思うのです。利用者の中から池におっこちそうだとか、手すりがどうのこうのとか、いろいろな細かい話を非常に聞くわけです。ぜひ契約に当たっては、この危機管理について十分対応をとるよう要望していただきたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 直接的には都市建設課になるわけなのですが、そういう気持ちで臨んでおると思います。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

_____ ◇ _____

◇議長（浅見武志君） 暫時休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

_____ ◇ _____

○日程第19 一般質問

◇議長（浅見武志君） 日程第19、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

一 般 質 問 表

平成24年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境整備について問う 2. 町内の道路が将来どの様になるのか伺う 3. マスコットキャラクターの活用をどの様に行うのか 	笠 原 則 孝
2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協働によるまちづくり推進の今後の展望を問う 2. 水稲への無人ヘリコプターの農薬散布は、来年度から自粛するのか 3. 男女共同参画に見る女性の登用は進んでいるのか 	備前島 久仁子
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 下茂木地区の道路及び通学路の改善は急務と考えるが、その対応を問う 2. 雇用対策と町内企業の育成発展へ向けた町の姿勢を問う 3. 水辺の森フェスタに見る「協働」をいかに継続・発展させようとするか問う 	石 川 眞 男
4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育環境の変化に対する対応を十分に 2. 就労支援施設の充実拡大を 	石 内 國 雄
5	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高崎・玉村スマート I C（仮称）周辺開発について 	村 田 安 男
6	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同報系無線の必要性を問う 2. 障がい者福祉施設の現状と今後について 3. 遊歩道に防犯灯の設置を 	齊 藤 嘉 和
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町の遊休資産の現状と今後の方針を問う 2. 農業振興策を問う 3. 行政評価制度の現状は 	原 幹 雄
8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多目的なホールの建設を提言する 2. 第4保育所に太陽光発電の設置を望む 3. 水道事業の現状について問う 	柳 沢 浩 一

順序	質 問 事 項	質 問 者
9	1. 平成25年度予算編成について 2. 第5次玉村町総合計画進捗状況について	三 友 美恵子
10	1. 道の駅計画と直売所計画は大丈夫か 2. 小中学校の通学路の安全対策と確認は充分か 3. 第4保育所建設の計画に、再生エネルギーの利用等の考えは	筑 井 あけみ
11	1. 玉村町公民館の分館である上陽・芝根分館の今後の展望について 問う	高 橋 茂 樹
12	1. 県央南部地域連絡道路新橋建設促進の要望活動について 2. 観光推進事業について 3. 障害者福祉センター「たんぼぼ」の現状について	川 端 宏 和
13	1. 平成25年度予算編成の基本方針を示せ 2. 若者たちが町に定住する施策で人口減少に歯止めを	宇津木 治 宣
14	1. 国際教育特区の認定取得は積極的に、(株)フェリーチェ学園による学校設置は慎重に 2. 通学路の安全確保について	町 田 宗 宏

◇議長（浅見武志君） 初めに、1番笠原則孝議員の発言を許します。

〔1番 笠原則孝君登壇〕

◇1番（笠原則孝君） 大変長らくお待たせしました。それでは、一般質問させていただきます。

傍聴の皆さん、こんにちは。師走に入り、気持ち的にも大変忙しくなりました。また、12月2日の日曜日には、中央自動車道の笹子トンネルの崩落ということで、9名の人が事故に遭って死亡ということが起きて、大変忌まわしく思っています。そして、中央では、昨日衆議院選が公示され、そして11月29日は都知事選も公示され、ただでさえ不景気で気がふさいでいるのに、色とりどりの似たような政党が十二、三でき、それぞれが似たような内容で、まるでレストランで食事をするときに何に決めるかわからないような、そんなような日本列島年末総決算選挙に突入したと思います。中には、選挙なので、町議会どころではないという人もおりましたが、一番身近な議会ですので、何とぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

玉村町もきょうから12月議会に入りました。皆様、来庁者の方々には、庁舎の外壁工事を見たとおりしてしまして、何分とご不自由をかけしますが、ご理解のほどをお願いします。それでは、議席番号1番笠原則孝が議長の命を受けて、きょうも1番に一般質問を行います。

まず、第1に、環境整備についてですが、朝の散歩等で町内を歩いていると、いまだに犬のふんが処理されず、道路っ端に放置されており、その上食品の残骸が道路端に投げ出されている。つい最近役場の植え込みの垣根にも大きな犬のふんが置き去りになっておりました。一向に現状はよくなっていない。むしろ以前よりもふえていると思われませんが、町当局はどのような啓発運動等を指導しているのか。

次に、全国でも空き家が750万戸となり、空き家率も13%を占めている現状です。最近玉村町も人口が減少し、住宅の空き家が多くなってきているが、防犯上及び衛生上問題は起こっていないか。また、ごみ屋敷化しつつある家はないか。空き家に不審者等は、特に夜、出入りしていないか。住宅地において、植木、垣根、雑草、樹木等が道路及び上空間に突き出していないか。交通の妨げになっていないか。そして、隣家とのトラブルはないか。関係者は、年何回巡回しているのか、聞きたいということです。

第2に、町内の道路が近い将来どのようなになるのか。ということは、どのように今とまっているところがつながるかということです。玉村町の国道、県道、町道、特に町道のアクセスがいつごろスムーズにつながるのか。行き当たりストップが多いようだが、お答えを願いたい。

そして、上飯島の町道217号線滝川までとその先、角淵の岩倉橋まで、そして斉田・上之手線の町道102号線が、北側の354バイパスが2車線開通したのに、いまだにつながらない。いつごろになるか。また、そして与六、前橋、町道の利根川新橋はいつごろかかって、またその道路が今高崎伊勢崎線から約250メートルぐらいあるのだが、いつごろそこの土地買収をするのか。そして、下之宮354バイパス、現在ピアがかかって橋をかける準備をしています。そこのおりてきたところを横断し、工業団地を通り、国道354号線につなぐ道路220号線は道路幅14メートルとなったが、いつごろ完工するのか。また、これもお聞きしたい。

第3にマスコットキャラクターの活用をどのようにするのか。マスコットキャラクター、通称ゆるキャラの名前が「たまたん」と決まり、11月18日の産業祭でデビューいたしました。そして、群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」が11月25日の全国のご当地キャラクターのインターネット人気投票、いわゆるゆるキャラグランプリで3位に輝きました。玉村町としてもどのようにこの「たまたん」を活用し、また全国ゆるキャラサミットにも参加していくのか。今後の「たまたん」の活躍をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 1 番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、環境整備についてでございます。犬のふんが放置されていることについての対策ですが、飼い主に対して各地区の公民館、そして役場、JAで実施しております年に1回の狂犬病予防集合注射の実施にあわせて、「守ろう！飼い主としてのルール！！」のこの啓発のパンフレットと、この犬のふん取り袋を配布しております。また、町の広報にも掲載し、啓発を行っております。しかし、宅地や田畑にふんをされてお困りの方には、防止を呼びかける看板を提供しております。今後も飼い主にマナーを守っていただくよう、積極的に町としても啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。まずは、その飼い主のマナーの向上が一番大事かなと思っております。

2つ目の住宅の空き家についての問題ですが、現在のところ防犯上及び衛生上の問題は、いずれも今のところ発生はしておりません。しかし、空き家は草木が茂り、近隣の方から苦情が寄せられることがありますので、土地の所有者に対して雑草除去のお願いや草木からの落ち葉除去、倒木のおそれ等の通知を送付しております。なお、1カ月ほど経過して現地確認を行い、改善が見られない場合には、通知を再発送したり、緊急度のあるものについては訪問をして、注意をするということにしております。

3つ目の住宅地において植木、生け垣等が道路に突き出して、交通の妨げになっている問題ですが、植木等については土地所有者の管理となるため、所有者に町としてはお願いをしているという状況でございます。枝木の突き出していることについては苦情が寄せられた場合は、明らかに交通に支障を来すと判断した場合、このようなときは地元の区長さんと連携をとりながら、対応しているということでございます。

次に、町内の道路が将来どのようになるかについてお答えいたします。国道354号線バイパス、これは東毛広域幹線道路でございます。高崎駅東口から主要地方道藤岡・大胡線バイパスまで現在開通しております。さらに、平成26年度までには高崎駅東口から板倉町まで暫定2車線による全線開通が見込まれております。平成29年度までには、この道路が全て4車線化されるということで工事が進む予定となっております。

この東毛広域幹線道路へのアクセス道路につきましては、現在玉村町都市計画道路斉田・上之手線が街路事業として進行中であり、また東毛広域幹線道路と東部工業団地及び国道354号線とをアクセスする町道220号線についても、平成25年度、来年度でございます。事業化に向けて、現在用地測量等を進めている状況であります。その他の町道につきましても、笠原議員の心配しているとおり、地元と協議の上、随時整備をしていきたいと考えております。

また、玉村町都市計画道路与六分・前橋線につきましては、県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会を通じて、この新橋建設促進協議会というのは、高崎市、玉村町、前橋市、2市1町でつくっております。この会長を私がしております。県道昇格及び早期事業化の要望活動を群馬県に対して行っております。さらに、主要地方道藤岡・大胡線バイパスについても、南への延伸事業化を早期着工

に向けて群馬県に要望しているところでございます。これら東毛広域幹線道路沿線周辺は、県央の主要都市と隣接する立地条件と、それを相互に連絡する広域交通の利便性があり、これら諸条件を生かしながら土地利用の推進を図りたいと考えております。

特に平成25年度に供用開始を目指している高崎・玉村スマートインターチェンジ周辺は、広域交通の利便性を生かし、交流人口の増加による交流、連携を推進し、本町の新たな玄関口として、また産業の拠点としてのまちづくりを推進していきたいと考えております。玉村町全域の新たな土地利用につきましては、都市計画マスタープランの中でその方向性を示しており、都市の秩序ある発展を図りながら、計画的な市街地を形成し、産業の発展や地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、マスコットキャラクターの活用をどのように行うかについての質問にお答えいたします。初めに、玉村町マスコットキャラクター「たまたん」の今後の活用についてですが、先月の産業祭で「たまたん」の着ぐるみがお披露目になりましたが、今後は「たまたん隊」を編成し、県内外のイベントに参加をしていきます。PR活動を展開することで、玉村町の情報発信をしながら、町の知名度向上と地域振興を図りたいと考えております。まずは、住民の皆さんにこの「たまたん」に親しみと愛着を持っていただくことで、この郷土愛が生まれ、地域振興につながるものと考え、「たまたん」を皆さんに育てていただくことで、さらなる町の観光PRにつながればと考えております。

また、議員の質問の中の「たまたん」の使用についてでございます。町で制定した使用承認基準に基づき、個人や各企業、団体が各種製品に活用できることとなります。今後地域経済の活性化へ寄与できるものと考えています。

次に、全国マスコットキャラクターサミットに参加する予定はあるかの質問についてですが、ことし行われました、俗称ですけれども、ゆるキャラグランプリでは、群馬県のマスコットキャラクターであります「ぐんまちゃん」が3位に輝いたということでございます。このグランプリで上位になることは、知名度の向上や地域経済効果も大きいと考えております。来年は、この玉村町のマスコットキャラクター「たまたん」もグランプリに参加をする予定でございます。活躍の場を広げる足がかりにするとともに、今後も魅力ある玉村町のPRを行いたいと考えております。ぜひ町民の皆さんにいろんな面で応援をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 最初の環境の整備なのですけれども、いまだにまだ、前にも私がたしか3月のときにも話をしたのですが、この間も朝早く散歩しますと、正直こちらで見たとおり、残念でなかったのが、ちょうど八幡様から帰ってきまして、役場の植え込みのちょうど東側ですね、あそこにちょうどたまりんとの道の間にある植え込みの中に、知っていると思うのですけれども、大きなふ

んが植木の中にしてあるのです。これは何としても、こういうのをやはり見て、前にも啓発作業をしたというのですが、それでまた看板の話なのですけれども、看板を立てると看板の下にしてあるのです。これは明らかな挑戦としか思えないのです。もしもこういうことが何回もあるようだったら、今防犯カメラ、正直な話、そんなにしませんから、防犯カメラを備えて、そういう人物、大体やっている人間は同じらしいのです。人が来るときにはちゃんと袋へ入れるけれども、人がいないときには行ってしまおうと。そんなような状態でやっていますので、その辺をそのぐらいにやって、名前を公表するぐらいなことをしないとなくなれないと思うのです。

そこで、前回も聞いたのですけれども、今玉村町に犬の登録、どのくらいいるのですか。ちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

◇生活環境安全課長（高橋雅之君） 正式な数字は持っていないのですが、約3,000頭の登録があるということになっております。実際飼われている犬が何頭いるかというのは定かではありませんが、町への登録については3,000頭。

あとは、何回質問してもなかなか変わりがないということでございます。我々もやはり飼い主にマナーを呼びかける。呼びかけて、マナーを守っていただくということしか今のところないということでございますので、なるべく多くの機会にそういう啓発運動をしていきたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） そうしますと、やっぱり今3,000ということで、玉村町の世帯数が1万8,000ですか。だから、やっぱり6軒に1頭は。前回に聞いたときは4,000台というような数字を見たのですけれども、今3,000台になってしまったのですか。一応そんなので、今言ったとおり6軒に1軒は犬がいるということなのです。この犬のふんをどうしているかと。人間であれば下水道、浄化槽へ流していいのだけれども、犬の場合はそんなわけにいかないのです。やはりこの辺を重要と考えないと。まして女子大の裏あたりを歩いてみますと、処理場から女子大のところ。大分朝早く運動したりしている人がいるのですけれども、大分落ちているのです。ですから、できれば朝早くちょっと皆さんには、関係各位には気の毒なのですけれども、朝の挨拶運動ではないけれども、やはり車でちょっと明るくなるかなという6時ごろですか、6時ちょっと過ぎぐらいに、何回か啓発運動をするのであれば、やはりその辺を巡回してもらいたいと思うのですが、ひとつその辺はいかがなものでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 高橋雅之君発言〕

◇生活環境安全課長（高橋雅之君） 今後の課題ということで検討させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） わかりました。そして、次は植木だの何だの、いろいろ出ているのですね、うちのところから。空き家もごみ家もいろいろやりますけれども。一番空き家で心配しているのは、この間もそうなのですから、空き家だったのだけれども、夜になったら電気がついていてよというのですよ。はっきり言ってこれ本当なのです。だから、その辺が、空き家で人がいないところに電気がついていてということは、不審者が侵入しているということなので、その辺もよく周囲の区長さんなんかにはできれば言って、どのくらい空き家があってどうなのだという状況ぐらいは町当局としては知っておくべきだと思うのですが。それはそのぐらいでいいです。

それと、その次に植木の問題。この間もやはり藤岡・大胡線を歩いていきますと、泥棒草が端に生えている。近隣の人がそのうち抜くのではないかと見ていたのですけれども、一向に刈らないので、俺が帰りに手で引っ張ってやったけれども、やはり交通の一時停止して、見えないのですよ、あれがあると。だから、そういうのがもしわかったら、やはり区長さんとか衛生組合があるのだから、そちらのほうで回ってみて、どの辺の交差点が視界が悪いか。あの雑草を取ればいい。あそこの樹木を幾ら刈り込んでもらえなければ見えない。そのくらいの活動をやらしてもらわないと、どうしても交通事故、樹木等で視界が遮られてしまっただけでなく見えないというのがありますので、その辺も重点的にやはり回ってもらって、見てもらえばいいのではないかと。一番簡単なところで言うのが、建物で言えないのですけれども、消防署から南玉のほうへ行くところのあそこの十字路、はっきり言って見えないのですよ。西から東。あそこ、フェンスと看板の関係があるので。だから、あそこは死亡事故がはっきり言って起きています。だから、あの辺のああいうような感覚が玉村町にも何か所かあります。だから、その辺はやはり関係各位は回ってみて、その辺をつかんでおくというようなことをしてもらわないとまたあれではないかと思うので、その辺をしっかりとやっていただきたいということなのです。

それと、次に今度は道路の問題に入りますけれども、よろしいですか。確かに玉村町は広幹道が通ります。前橋市へ行くにも、ここから恐らく混んでいなければ10分足らずで群馬県最大の拠点の駅ですね、そこへ到達します。ですが、東西の動きは非常にいいのですけれども、東西の道路に対して南北から入ろうと思うと非常に困難です。特に朝夕。ですから、正直な話、買収して道路ができてから、今の給食センター、できればあの道は向こうへつながるの、これいつごろなのですか。道路はできてしまったのですけれども、歩道橋がかかったと。まだあそこのところへ下水道工事をやっている状態だと。そうすれば、大分来て、町へ曲がるのに、例えば福島のところの十字路がありますね、あそこは今度は和かなのところですか。あそこのところは非常に大分混みますので。朝なんか混んで

しまうとずっと、車の立体駐車場みたいに文化会館のほうまで上がってしまっているのです。そうすると、だから先の道路が開通すれば、大分解消されると思うのですけれども、その辺をちょっといつごろあくのだから、ちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 広幹道にタッチする斉田・上之手線の関係かと思えます。

そここのところにつきましては、一番南側から北側までの用地買収がほぼ95%から用地買収が終わっている状況でございます。幾つか建物等がまだ片づいていないような状況がありますが、まずやりたいところは、そここのところの蛭堀から雨水排水を滝川まで回す事業が一番先行してやらなければならないというふうなことで、今下水道のほうが一先懸命用地買収が済んだところを雨水排水の大きなボックスカルバートなのですけれども、そちらの工事を盛んにやっております。それが終わりましたら、その後道路面の舗装、歩道の舗装等を順次行っていきたいということでもあります。

何年までに完成するかということでございますが、まず考えているのは、一番北側からと一番南側から、順次工事のほうをやっていきたいというふうに考えております。北側については、本年度既に幾つか工事のほう、発注がしてありますけれども、排水路関係をまず今年度やりまして、来年度以降、本格的に下水のほうが終わる次第、そちらのほうの舗装の工事のほうを進めて、とりあえず玉村小学校の通学路を何とか早く確保したいということで、その区間を優先的にやっていきたいというふうに考えております。次に、南側の上之手のほうから順次、旧滝川の道路に向けてやっていきたいというふうに考えております。

仕上りの期間は、国庫補助事業でありますので、そちらのほうの補助事業のつきぐあいによって工事のほうの進捗状況が変わっていくということがありますので、できるだけ早くそちらのほうをまずやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） そうすると、25年度中には無理だということですか。できれば正直な話、354から北側だけでも、もう向こうの滝川のほうまではちょっと欲を言っても難しげなので、こちらにはもう既に給食センターの前までしてありますから、あの区間、恐らくメーター数にしても120メーターぐらいですか、そのぐらいの工事なのです。大至急しないと、大分子供たちも渡ってきたりなんなり大変だと思うのです。できれば少なくとも道路が開通して、本来なら354が開通すると同時にやらなくてはならない事業だと思うのですが、大分おくられているので、また子供たちが来年の4月あたりからちょっと戸惑うのではないかなというような感じを受けますので、できれば国の予算がつかなければできないというのであるけれども、できればいろんな手を使って、先行してやっていただきたいということです。

それと、もう一つ、もう一つではない、もう二つあるのですけれども、あそこは上飯島ですか。上飯島から向こうまで行く、あの滝川までとその先をちょっとお聞きしたい。それから、与六分の今現在ちょうど伊勢崎・高崎線までのあそこの工場のところまでストップしているけれども、やはりあの先。あの先もやはりやらないとなると、いつになっても橋のほうの認可が、認可というより、計画がおりないのではないかと思うので、既成事実をつくるためにも土地買収だけでもしておけば、ああ、やる気があるなど。そうでなくても、何か聞いてみたら東毛のほうでもかけたいのだと。現在玉村町には今橋が五料橋、福島橋、それに玉村大橋と3つかかっているのです。将来的にはすぐそこに1個かかって4つと。やはり町がどれだけ頻繁に活用できるか。また、そしてそれだけの人があるかということ、仙台もそうなのですから、仙台も広瀬川なんて大きな川がありますけれども、やはりあそこに橋をかけたことによって、あれだけのまちが活性化したということなので、できれば県央でこの周辺だけでも群馬県の周りだけでも人口の半分以上を占めているので、その辺を県に言って、なるべく新橋のほうを、ただ陳情に行くだけではなく、既成事実をつくるように。できれば基本設計だけの予算でも取るように努力していただきたいのですが、その辺をひとつよろしくお願いします。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） ご心配いただいております大きな県道の整備事業ということでございます。

まず、優先的な順位から申し上げますと、当然国道354なのでありますが、広域幹線道路が優先順位の1番だということはお案内のとおりだというふうに思います。町長が先ほども述べましたとおり、平成29年度までには4車線で全線を開通させたいということで、知事のほうもそれを第一目標といえますか、一番の県道整備のほうの目標として掲げているようでございます。

次に、玉村町におきましての2番目としましては、上飯島のほうの藤岡・大胡バイパスというふうに理解をしております。これにつきましては、もう既に玉村大橋が完成しております。あとは、この後滝川から南のほうの道路整備。今現在町道のほうで354から滝川までの間を整備して、今年度中、平成25年の3月までには、あそこ暫定でありますけれども、暫定2車線で滝川まで開通は25年度中にさせていただきたいというふうに思っております。その後につきましては、土木事務所等にも確認はしておりますが、まずは広幹道が第一優先でありまして、広幹道のほうの予算を重点的につぎ込んだ後に、藤岡・大胡線のほうは検討していきたいというふうに言っております。

次に、与六分・前橋線というふうに理解をしております。与六分・前橋線につきましては、何人かの議員さんから、先行して町費のほうで用地買収をしたらどうかという案までご提示いただいておりますが、何しろそれにつきましては予算が大きく伴うものでございまして、単独で用地買収を行うということは、今の段階ではちょっと無理ではないかというふうに考えております。それと、県道に昇格した後、橋の線形を県のほうで設計をしていただくということになります。その場合、橋の線形が

しっかりしたものがないと、用地がどこまでかかるかということも見通しが立ちません。そんなところで用地買収を先にやっていっても、2回、3回というふうに用地買収を行わなければならないというようなりスクもあります。そんなことを総合的に考えますと、やはり今の要望を強く県のほうに働きかけて、できる限り調査費程度でもつけていただきたいということで、今現在経済建設常任委員長、川端委員長を初め浅見議長もその委員会のほうに入っておりますので、こちらのほうでこの間も県知事、また県土整備部長のほうにも要望に行きまして、しっかりした要望活動をしているということでございますので、その辺を粘り強く進めていきたいということでございます。ご理解のほどよろしくお祈いします。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 今要望活動をやっているということだけでも、大体どのくらいのというめどはつかないですか。やはり我々もあそこへいろんなものが向こうへできて、ここに橋ができれば、前橋市のコストコから帰ってくるのに真っすぐ来られるのになとか、インターに乗るといっても、本当に回り込まなくて、朝夕の混む福島橋のところも通らないで相当いいのだなど、こう思うので、できれば混みようのことをよく言って、どのくらい県のほうは理解しているのだかということをお聞きしたいのですが。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 群馬県のほうも県土整備プラン等も公表しております。その中でまだこの新橋の架設につきましてはうたわれてはおりません。ですが、この間も県土整備部長のところに行ったときにも言っていましたけれども、まずは橋をかけるには相当なお金と期間が必要になるということは言っておりました。玉村町に今現在広幹道の橋をかけているというところで、すぐにもう一本玉村町に橋をかけてくれと言われたところで、県としましてもそこまでは強くは国のほうの要望はまだできないというふうな状況をおっしゃっておりました。

それから、板倉町ですか、東毛のほうにも橋を利根川にかけるという案もありますが、そちらのほうはどうも進んでいるという状況で今現在はありますので、ちょっとめどと言われましてもめどは立たないような状況でございますので、先ほども申し上げましたとおり、要望のほうを粘り強くやっていくというところでございます。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 大体の様子がわかりました。やはり新橋の問題はよく考えますと、あの先に日赤が移転するのです。ですから、その点をよく、皆さんわかると思うのですけれども。そうすれば、高崎市を含めた、一部高崎市の南の東のほうですか、そちらも利用できるというそのメリットをよく

盛り込んで、やはり緊急の病院が近くに来るので、それでみんなが利用できるのだと。今まではどうしても朝日町の真ん中だから、何しろ行くといっても大変だったけれども、今度は朝倉の南に来る予定ですから、あの延長線で広域で使えるのだということを強調してやっていただきたいということです。

次に、今度は時間もちょうど9分になりましたので、マスコットキャラクターのことについてお聞きしたいのですが、まだあんなにあるのか。失礼しました。お昼で終わりかと思っていましたので。では、マスコットキャラクターについてちょっとお伺いします。マスコットキャラクター、これやはりどのところもみんなありまして、正直な話、玉村町としてもそんなに早いほうではないです。どこでも行きますと、ついこの間もやはり長崎県へ行ったら、長崎県もあつたし、熊本県もあつたし。そんなので、あるいろんな名勝地には全部マスコットキャラクターの縫いぐるみではなくて、模型が来て、一緒に写真が撮れるようにしてあって、子供たちが有名な「くまもん」だとか「ひこにゃん」というのは、やっぱり何だか知らないけれども、子供たちが一生懸命になって一緒に写真を撮っています。

そこで、玉村町も初め、「頭に巻いているのは何だ、これはチューリップかい」というような人もいたのですけれども、これみんな正直な話、みんなチューリップに、あれバラに見る人はほとんどいないのではないかと思うくらい。色にしても何にしても。あそこに何か、これバラですよというマークでもつけたらいいのではないかと思うし、バラだというバラの漢字でも書いておけばいいのではないかと思いますし。それでやはり着ぐるみ、とりあえず今着ぐるみが1つですね、たしか。何か入間市のほうの業者につくってもらったのではないかと思うのですけれども、やはりあの着ぐるみも金額にしますとやはり五、六十万円ぐらいは、もっとするかな、のではないかと思うのですけれども。それで、1つではなく、やはり「ぐんまちゃん」に対しては「みやまちゃん」というお友達がいるわけですよ。ですから、玉村町も「たまたん」の弟なり妹なりをつくって、この玉村町、そうではなくても、はっきり言ってこの玉村町は知名度が低いです。駅はない。宿場町だといっても宿場はないのだから。その辺を強調するためにも、ぜひこれがいい機会ですので、それと花火とを組み合わせ、いいキャラクターをつくって、世に玉村町がここに存在するのだということをわからせるために、いろんな方策、今町長に聞いたのですけれども、何かこういう計画があるのだということが先々あるようだったら、ちょっとお話を聞きたいのですが。いかがでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 笠原議員から、今後の計画ということのお尋ねなのですが、まずゆるキャラがなぜいろいろ効果があるかというところなのですが、当然地域をPRするというのもあるのですが、私は親しまれるキャラクターであれば、玉村町の男女問わずお年寄りから子供さんまで非常に愛着が持てる存在になろうかと思えます。それが、ひいてはこの玉村町の地域を愛したり、故

郷を思うような心、いわゆる郷土愛にもつながるものかなと考えています。ですから、ただ単に経済効果だけを狙うのではなくて、玉村町の住民の郷土愛を育むような効果もゆるキャラの中にあるのかなと思っております。

今後どういう展開をしていくかというお話なのですが、まずは私どもの役場の中では観光推進事業のプロジェクトチームをつくっております。プロジェクトチームの中では、「たまたん」については着ぐるみとは呼んでごさいません。「たまたん」は「たまたん」ということで、1つの性格を持ったキャラクターだと、そういうような解釈で今展開しておるわけなのですが、今ある程度決まっておる「たまたん」の出張計画を申し上げますと、まず1月8日の日に祝賀交歓会がごさいます。その中で「たまたん」を玉村町をPRするという任務を町長から与えまして、ふるさと大使として任命するかどうか、したらいいのかなということで、今検討しております。そのほか1月中には成人式、そのほか1月23日にグリーンドームで観光関係の活性化フォーラムがごさいます。そのほか2月に入りますと、2月の11日に玉村町の3大祭り、そのほか2月の24日あたりらしいのですが、ぐんまちゃんの誕生日会がごさいます。また、3月1日には玉村消防署長、1日消防署長にというようなオファーが来ておりますし、3月23日には上毛新聞の125周年記念がごさいます。そういうところへ「たまたん」が出張して、玉村町の知名度を高めると、そんなような展開をしていきたいと思っております。

あわせて、今度経済効果のお話なのですが、「たまたん」のキャラクターのデザインを玉村町にお住まいの方のみならず、個人、団体、企業、営利非営利を問わず、無料でキャラクターをお使いいただくと思っております。ただ、あらかじめ申請は出していただくことはやむを得ないのですが、基本的には無料で使っていただいて、いろんなどころへ「たまたん」が出張して、「たまたん」が知名度を上げると、そのキャラクターを使った商品がほかのものと差別化されて売れるのではないかと。キャラクターの優位でごさいます「くまもん」なんかを見ていますと、そういう効果も随分ごさいます。そういったところが経済効果として期待できるのかと思っております。

そういったことで、民間事業者と、あと住民の方々、それと行政のほうとして幾つかのグッズ展開を考えております。1つは、「たまたん」のオリジナルシールというものをつくってごさいます。これは12月中に玉村町の小学生以下の子供さん方、幼稚園、保育所、子育て支援センターも含めて子供さん方に「たまたん」のオリジナルシールをお配りする予定でごさいます。まずは、子供さん方に「たまたん」に親しみを持ってもらって、ぜひ「たまたん」に愛着を持ってもらうようなきっかけづくりにしようかと思っております。そのほか「たまたん」の縫いぐるみなども計画してごさいます。これは、まずは金融機関なのですが、金融機関の店頭にはバラの花を飾ってくれるような形で協力していただいた金融機関に対しまして、「たまたん」応援隊ということで「たまたん」の縫いぐるみを贈呈して、例えば金融機関のカウンターに飾っていただくなり、そういうことで「たまたん」とともに町の花がバラであるということもPRしていきたいと考えております。

あとは、成人式に新成人の方に「たまたん」のクオカードをお配りするとか、あとは図書館の主催の事業なのですが、来年のダイアリーを「たまたん」のイラストが入った「たまたん」手帳を親子で手づくりするような企画が予定されております。これは年度内のお話なのですが、まだこれは構想、計画段階ではございますが、新年度になりましたら税務課と協力、協働しながら、県立女子大の学生さんにデザインを考案していただいて、原付のナンバープレートを発行していくようなことも計画しております。そのほか、民間の事業者の方からの引き合いといたしましては、お守りを作製するだとか、あとは給食センターの給食に厚焼き卵があるのですが、その厚焼き卵に「たまたん」のイラストを入れたものを出して、子供たちに喜んでもらうと。そんなようなことが予定されております。いずれにいたしましても、「たまたん」が出張して玉村町をPRするとともに、キャラクター展開もしていきたいと考えております。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 今大分その「たまたん」の活用方法、いろんな面で今お聞きしました。大分これからはいいのではないかと。町のイメージも上がるのではないかとということなのですけれども、1つだけなのですが、これ無料でお貸しするという場合がありますね。この場合、人間はどうなるのだから、ちょっと皆さん知っているの。人間まで来るのだからということをお聞きしたいのですが。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 今の無料というのはキャラクターを使うこと、キャラクターのデザインを使うことが無料ということでありまして、「たまたん」自体が出張した場合のことだとか、今後予定はしておるのですが、お貸しするとか、そういったことまではちょっとまだ検討はされていないので。先ほど私が無料と言ったのは、デザインを使うのは無料ということでございます。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 大部分の人がそうだと思うのですが、たまたんが無料で出てくるように今感じたのですが、では「たまたん」自体は使うのは無料であって、「たまたん」のキャラクターの着ぐるみは無料ではないのですね。それは何かイベントをやるときに来てくれというときは。それはどうなのですか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 今まだ認知度がとても低いので、ほとんど無料で行くのですが、貸

した場合にはまだ今1体しかないのです。できれば来年度予算でもう一体予算をいただければつくって、それを貸し出し用にするような形にして、人間については、例えば会社であれば会社の人に何日か来ていただいて、動作ですか、決まった動作がありますので、その動作を覚えていただいて、それでお貸しすると。料金は取らないのですが、洗濯代ぐらいはもらうのかなと考えております。

◇議長（浅見武志君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

◇1番（笠原則孝君） 大体これで「たまたん」の町民の人たちが活用の仕方が大分わかったのではないかと思いますので、今後も活躍を期待して、もうお昼になりまして、残り12分ですが、これで終わりいたします。

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後1時30分より再開いたします。

午後0時2分休憩

午後1時30分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

◇議長（浅見武志君） 次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

◇7番（備前島久仁子君） 議席番号7番備前島久仁子でございます。午前中20名にわたるたくさんのお客様の方が傍聴に来てくださったのですけれども、時間が延びてしまいまして、午後になってしまいました。それでも、皆さん駆けつけてくださいました。ありがとうございます。それでは、しっかりと皆さんの声を町政に訴えてまいりたいと思っております。

まず、協働によるまちづくり推進事業が着実に進んでおります。提案型事業として新たに始まった住民活動のその評価と、来年以降の取り組みを伺います。中でも9月30日の水辺の森フェスタは1,500人余りが集うにぎやかなフェスタになり、住民活動の模範的な役割を果たし、大きな評価を得ました。住民みずからの発想と取り組みには敬意を表すべき結果が出ております。今後の町としての展開、協働へのかかわりを伺います。

続いて、水稲への無人ヘリコプターの農薬の散布中止について伺います。水稲の病気、害虫防除として、平成17年度から非有機リン系の農薬に変えて、空中の散布を行っております。地上の散布は希釈濃度が1,000倍で、水田の表面にしか農薬は広がりませんが、ヘリによる空中の散布の場合は農薬の希釈濃度が8倍で、非常に高濃度であります。農薬は空中で拡散されて、午前中に散布した農薬が夕方には高濃度になり、その後2週間から3週間にわたってガスの固まりとして停滞し、空気として運ばれて、人の呼吸器や血管に入ります。アレルギーやぜんそく、中毒、目がうつろになる、

子供の多動症など農薬による被害は後を絶ちません。町では、安心して安全なまちづくりを推進しています。しかし、空中散布をしているのはほぼ玉村町だけであり、町内の水稻面積の3分の1のために200万円の補助金をつけて散布を行っているのは、これは公平ではありません。時代は変わって、環境への意識が高くなっているこのときに、なぜヘリの農薬散布を中止しないのか。来年度への中止自粛を伺います。

3つ目、男女共同参画に見る女性の登用は進んでいるのか。全国での女性管理職の登用は30%に届かずにおります。優秀な職員が多いにもかかわらず、女性は結婚や出産で1度職場を離れてしまうことから、男性よりもその登用はおくれております。管理職だけでなく、各役員や審議委員での割合もまだまだ少ないのが現実であります。こうしたことを考えると、女性の潜在力、発想力は生かし切れておりません。町では、率先してその登用を検討すべきだと思いますが、その取り組みを伺います。

これで1回目の質問を終わります。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 7番備前島久仁子議員の質問にお答えいたします。

まず、協働によるまちづくり推進の今後の展望を問うとの質問にお答えいたします。協働によるまちづくり提案事業は、NPOや住民活動団体等の方が町と協働して解決に取り組みたいと考える地域の身近な課題について、協働事業の実施を町へ提案でき、事業が実施されると最高で30万円の補助金の交付が受けられる制度でございます。これは、今まで行政単体あるいは住民活動団体単体では解決できなかった地域課題等について、行政と他の主体が互いの持ち味や長所を生かしつつ、力を合わせて協働し、先駆的、パイロット的にその解決を目指す活動につなげるきっかけづくりとするため、今年度から新たに始めた取り組みでございます。

提案があった事業をご紹介しますと、自宅の庭の手入れがままならない高齢者や子育て世代を対象とし、草刈りや芝刈り、低木の剪定など庭の手入れを行うお庭おたすけたい事業、囲碁を通じて児童の健全育成、地域の世代間交流、日本の伝統文化継承を目指す玉村町こども囲碁教室の開講、シニア世代の方々に住民活動への参加を促すためのイベント、ウエルカム交流会 in 玉村の開催、岩倉自然公園の水辺の森エリアに多くの住民を呼び込み、認知してもらうことを目的とした協働によるまちづくり in 岩倉自然公園があります。ことしの6月にその4事業についての公開プレゼンテーションを行い、課題設定及び解決法の着眼点、町と提案団体との協働の必要性や妥当性、経費の妥当性、社会貢献度、継続性や発展性、アピール度の6つの観点から審査員による事前評価を行っていただきました。その結果、全ての事業が採択となり、実施に至っております。

中でも協働によるまちづくり in 岩倉自然公園の一環として、9月30日に行われた岩倉水辺の森フェスタにつきましては、およそ1,500人を超える来場者を数え、議員のお話のとおり、まさに大盛況のイベントになり、来年度以降もぜひ継続をしてもらいたいという声があちこちで聞かれるよ

うになりました。これもひとえに実行委員の方々を初め、地元角淵区や公園の地権者の方々、あるいは開催に携わっていただいた各種団体の方々の思いと努力が結集された結果だと認識をしているところでございます。

今後は、これら全ての事業をしっかりと評価し、特に継続性や発展性がある事業については、担当課を通じて継続事業として別途予算化したいと考えております。また、継続性や有効性が見出せなかった事業につきましても、事業報告会におきまして有識者や他の団体からの意見をもとに細部にわたって検証し、次の活動へつなげていけるようサポートをしていきたいと考えております。さらに、協働がさまざまな場面で展開されていくよう、今年度積み立てた協働によるまちづくり基金を活用し、この提案事業につきましても来年度も継続していく考えでございますので、よろしく願いいたします。

次に、水稻への無人ヘリコプターの農薬散布は、来年度から自粛するののかについてお答えいたします。前回の質問の際にもお答えしましたが、玉村町の無人ヘリによる空中散布は、平成8年度から町内全域を対象として実施しております。その目的は、農業従事者の高齢化に伴う労働力の省力化と、薬剤費を初めとした生産コストの軽減を図るためでございます。その後、住宅開発等により農地と住宅の混住化が進む中で、人体への影響や環境負荷軽減等を考慮し、平成16年度は市街化区域内農地を、そして平成17年度は住宅地周辺農地を、さらに18年度においては野菜栽培地をというぐあいに散布可能区域を狭めてまいりました。それにより、ここ数年続いていた散布面積の縮小がさらに加速化され、ことしは139ヘクタールとなっております。

無人ヘリの利用については、作業能率が高く、広域において一斉防除が可能となるため、防除効果が高いこと。また、水田に立ち入る必要がないため、作物の損傷を防止できること。使用する農薬は無人ヘリコプター用として登録された低毒性のものが使われているなどの利点を有しています。ところが、群馬県では、全国に先駆けて平成18年6月に有機リン系農薬の無人ヘリによる空中散布の自粛要請がなされております。当町においては、既に平成17年度の防除から有機リン系農薬を非有機リン系農薬に切りかえて防除を行っておりますが、一般的にはこの県の自粛要請というのが、全ての農薬の無人ヘリによる空中散布の自粛だということによって理解されているということでございます。

先ほど述べたとおり、農薬については無人ヘリコプター用として登録された農薬を使用しているということと、また登録された農薬であっても、農薬容器に添付されている表示事項を守って使用しなければなりません。そして、散布作業を実施するに当たっては、事前に散布日、薬剤、散布地域等を記載した案内を毎戸配布しており、問い合わせがあった場合には散布の必要性や散布薬剤の一般的な安全性を理解していただけるよう説明をしているということでございます。同時に記載されている時間中は、洗濯物を干すことや犬の散歩等は自粛していただくようお願いしているわけでございます。さらに、空中散布による健康被害や健康不安を抱えている方からの問い合わせについては事前に周知して、この方たちにはお願いをしている状況でございます。また安全面では、オペレーターと合図マ

ンが連携して、作業中の安全確認はもちろん、歩行者や通勤通学の自動車、自転車に対する安全確認も行っております。

玉村町の農業においては、依然として農業従事者の高齢化、後継者不足に歯どめがかからない現状に変化がない中、無人ヘリによる防除については農家からの要望が強いためでございます。現状は、この農家からの要請が非常に強いということで実施をしているということでございます。これを自粛した場合には、防除が必要と考える農家は、無人ヘリ散布請負業者に委託して防除することになります。その場合には、農業公社のように町民に対して事前の周知もなく、散布業者が無作為に散布作業を行うということになることも懸念されております。このようにいろいろなケースが出てきていますので、今後については無人ヘリの作業についてはさまざまな角度から検討していきたいと考えているのですけれども、一番これはこの農作業をする水田の所有者、農業従事者との今後協議を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、男女共同参画に見る女性の登用は進んでいるのかについてお答えいたします。玉村町総合計画の施策、男女共同参画社会の実現において、平成27年度の目標として、女性委員比率を30%に設定しておりますが、地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用における現在の女性委員比率につきましては、審議会等総数31団体のうち、女性の登用のある審議会は22団体となっております。また、委員総数では、367人のうち、女性の登用は72人となっており、総委員数に占める女性の割合は19.6%となっております。当町の自治基本条例では、まちづくりは男女の平等を基本とし、共同で参画することを定めています。今後とも委員会等で委員での女性の登用の推進による活性化を図ると同時に、男女共同参画の推進、啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、当役場における状況といたしましては、現在課長職と室長職とで21のポストがあるのに対し、女性職員は1人となっております。このほかに今年4月の人事異動で管理職に当たる出納用度係長を女性職員にいたしました。備前島議員がご指摘されているとおり、まだまだ少ない状況であると認識をしております。この原因をいろいろ考えますけれども、過去の一時期に女性の採用がなかったという時期がありました。また、管理職登用時期の前に退職をしてしまうことや、仕事と家庭の両立のため管理職までは希望しないというような考えがあるようにも思われ、これらが女性の管理職が少ない要因となっております。今後はますます多種多様化していく住民ニーズに対応するためには、女性からの視点で行政課題を捉え、対処することで、サービスの幅が一層広がり、より満足していただける行政サービスを提供できるものと考えております。

以前にも一般質問でもお答えいたしました。管理職への登用に際し、何よりも重要視するのは、女性男性に限らず、管理職としての能力、適性、意欲があるかの点でございます。能力と意欲のある職員については、男女に関係なく、今後は積極的に管理職に登用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） それでは、自席より2番目の質問をさせていただきます。

まず、協働の提案型の事業についてお伺いいたします。このロビーでプレゼンをしているのを私もずっと拝見しておりました。それだけでもすごく画期的な取り組みであるし、今までそういうことがなかったわけですから、協働事業に向けて町がますます進んでいく第一歩だなということを私はすごく感じました。また、場所もロビーということで、多くの人たちが参加して見ることができたということで、すごく場所の選定もよかったのではないかなと思います。

そして、そのプレゼンで4つありましたけれども、今後はうまくいったものはそういうものを続けていく、応援していくということでしたけれども、うまくいったかかなかったかという見きわめというのはどの点に置いていますでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） お答えいたします。

まず、今回提案事業をつくった目的なのですが、一つは、前々から申し上げておるのですが、税金をいただいて町が公共サービスを行うというのが従来の行政の基本的なスタンスだったのですが、玉村町は自治基本条例を定めて、協働のまちづくりを推進すると。それは、そういうことではなくて、住民の方の英知だとか、努力だとか、そういったものを結集していただいて、町と協働しながら公共サービスをしていただく。そういう目的があったわけなのですが、なかなかそういうきっかけづくりが今までできなかったとっておりました。今回24年度に新規事業といたしまして1,000万円の基金を造成していただきまして、それを原資に協働によるまちづくり提案事業というものを始めたわけです。おかげさまで4事業ほど提案いただいたわけなのですが、いずれも単にその団体の人たちの楽しみだとか、知識を得るとか、そういうことだけでなく、むしろ積極的に地域貢献をしていくとか、何か今の世の中の中で課題があるものに対して提案していくとか、そういった社会貢献度といいますか、そういったものも一つの採択の基準になったわけでありまして。そんな事情もありましたので、その選考に当たってはどこかの会議室でやるのではなくて、多くの皆様方に、住民の方に普通に入っただけのような場所を考えて、ロビーで行ったというわけでありまして。

今回4事業で取り組んでいただいたわけなのですが、今後のことなのですが、年明けに報告会などもやる予定でございます。その中で一つの尺度というのは、事業の効果、どのぐらいの当初の目的に対して効果があったか。その辺が一つの判断基準になろうかと思っております。それは、集客があったとか、多い少ないもあるのですが、人々に与えた影響だとか、満足度だとか、そういったものも尺度になろうかと思っております。そういった尺度、基準を観点にして、またその団体の方々が次年度以降、ご希望があるかないか。また、協働した課がそれについて、来年度以降一緒に取り組んでいくかどうか。

その辺の判断をした上で、次年度以降どうなるかをまたご相談させていただきたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） すばらしく前向きな答弁でした。

中でも水辺の森は非常に評価すべきことだと思っております。この水辺の森も半年前から計画して、8月からは実行委員会ほぼ毎日のように会議をして、そして立て看板をつくって、チラシをつくって、協賛への交渉をしたり、草刈りをしたり、本当に毎日のように働いて、歩いて、走っております。私もその姿を見て、もうこれはボランティアの域を超えていると、そのように思ったわけであります。その結果、ボランティア、当日は150人ほど動員いたしまして、そして1,500人ほどの来場者があったわけです。これはかつてないボランティアの事業ではないかと思っ、大層評価すべきではないかと私は思っております。

また、アイデアも飛び抜けていたと思うのです。本来ならば国土交通省の管轄だからと、重機は置けない、勝手に入れないという行政側の話があったようですけども、草だらけの場所をきれいにし、そして本来なら100台ぐらいしか置けなかった駐車場を本当にきれいにしてくれまして、草刈りをして、180台ほどの車を確保できるようにいたしました。それなので、当日は大勢の皆さんが押しかけても大丈夫だったわけです。また、たまりんを増便して、そして役場から水辺の森に人を送るという、こういう発想は、なかなかこれは住民の発想でなければできない。今までの行政では、申しわけないけれども、ちょっとできなかった部分があるのではないかなと思うのです。これが私は住民の発想だと思います。このすばらしい発想だけでも、この水辺の森は本当にすばらしい事業だったのではないかなと思います。

そして、少ない人数のボランティアの実行委員会がどれほど知恵を出して、そして動いたのか。当日、水辺の森に参加しただけでは、陰の努力というのは全くわからないと思います。決められた予算の中で、本当にあちこちに条件をのんでもらって、わずか30万円で仕上げたわけです。スタッフのお弁当、飲み物代の予算もなかったの、当日は本当に焼きそばのお昼だったわけですけども、その焼きそばでさえも来場者が多くて、それを全部売ってしまって、午前中にもう販売するものがなくなって、スタッフのお弁当は何もないのです。私もその中で焼きそばを焼いておりましたけれども、本当にこのスタッフの活力は一体何だったのかなと終わった後、私も考えてみました。すると、この水辺の森を何とか活用したい。町民の皆さんに本当に知ってほしい。本当に無欲な善意以外には考えられないのです。そして、これこそが利害のない、私欲のない、本当にボランティア精神だと。それも50代を中心としたスタッフが多かったのです。そういうことを思うと、本当にすばらしいなと思いました。

しかし、同時にこのフェスタが終わってみれば、毎日毎日本当に一生懸命働いた報酬が、この冷たいおにぎり1個だったのかというふうに、非常にちょっと愕然としたという声も、これを本心として

聞かれました。私もそのとおりではないかなというふうに思いました。こうしたボランティアを超えるほどの事業でありましたけれども、何でも予算を削ればいい、そしてボランティアなんだから報酬は要らない。このフェスタの成功を見れば、そんなことを言う人は論外だと私は思います。1度はできましたこのフェスタでありますけれども、これを同じスタッフが続けていくには、非常にまた問題もあるかと思えますけれども、町では具体的にどんなふうにバックアップをして協力をしていくのか、伺います。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 水辺の森、岩倉自然公園とも呼んでおりますが、そのフェスタということで、大変盛況に終わったということは、大変協力していただきましたスタッフの方々とかボランティアの方々、本当にお世話になりましたということをお礼を申し上げたいと思います。

そのような中で、今年度につきましてはパイロット的な事業ということで、経営企画課のほうの事業を活用して始めていただいたということでもあります。まずは、これが起爆剤みたいな形になって、より多くの方々、スタッフの方々が集まっていたいて、このような事業を盛り上げていただければ、もっともっと盛大に行われるし、来場者の方々もふえるというふうに考えております。

そのような中で、今後の事業につきましてはなのですが、パイロット的な事業ということでありますので、今後の事業につきましては都市建設課のほうで中心になって予算的なもの等、手だてしていかねばならないというふうに思っております。ただ、この事業をやる最初の目的を忘れないように、協働ということが根底にあるわけですので、そちらのほうを基本的に考えまして、その中でできる限りの予算等を獲得しまして、皆さんと協力しながら、今後の事業を続けていければというふうに思っております。大変なご苦勞をいただいたということでもありますけれども、私も参加させていただきまして、最後には皆さん非常に楽しそうにこの事業をやっていたというふうに見ております。その辺の楽しみ方をぜひこれからも継続して、この楽しみを広げていくような感じで、この事業がこれからも続けていければというふうに今感じておりますので、これからもぜひ議員の皆様もそうなのですが、協力のほうお願いしたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 11月の25日にはとてもいい晴天の日でしたけれども、またこの水辺でスイセンの球根植えを行いました。草刈りをしてもらったおかげで、駐車場からわずかに対岸まで、向こうの新町の対岸まで見渡せることができるほどきれいになりまして、今まで見たことのない階段ですとか、道ですとか、草刈りすることによってそういうものが出てきまして、そしてそこで球根植えをしました。そのときにも70名から80名の参加者があって、この事業がフェスタだけではなく

て、年間を通して水辺の森を何とかいいところにしていこう、PRしていこうということで、徐々に、徐々にスケジュールが決まって取り組んでいるなというのを感じたのです。12月の3日には白鳥も11羽ほど見ることができました。ですから、もう少しあそこら辺も整備されれば、さらに水辺の森もよくなっていくのではないかなと思うのですが、このフェスタに町長も参加されてごらんになったと思いますけれども、これを30万円でやりくりして、そしてボランティアが本当に一生懸命ボランティア事業を超えるような取り組みをされたのですけれども、町長から、これ、ごらんになっていかがでしたでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 初めての水辺の森フェスタということでございました。大変ありがたいことだと思っております。先ほど課長が申したとおり、改めてお礼を申したいと思っております。おかげさまで白鳥がことし12月にやってきました。これもフェスタをやったおかげだと思っておりますので、大変ありがたいことだと思っております。

ただ、今後のことについてでございますけれども、都市建設課長のほうから予算化をして、今後とも水辺の森をもっともっと大々的に町民の皆さんの憩いの場として広めていきたいというのは私も考えておりましたし、私はこれを5年ぐらい前からあの辺一帯をもっともっと町民の皆さんが活用していただければありがたいなということで、大変すばらしい大きな大木もありますし、芝生の広場もありますし、非常にこの暑い夏を超えるいい場所だなと考えております。たまたまフェスタをしていたおかげで、県道の西側というのですか、烏川の上流部分が大変町民の皆さんに知っていただいたということが大きな評価かなと思っております。今までのいろいろな話を聞きますと、あそこを通る人がほとんど野球場のほうは目がいくのですけれども、反対側にはほとんど目がいかないので、あそこに芝生があったことさえわからなかったという人が大変おりました。そういう意味でも、フェスタをしていただいたおかげで上流部にもあれだけすばらしい場所があるのだということで、かなりの皆さんに知っていただいたということでございますので、今後もこれを継続して行って、あの水辺の森、岩倉自然公園というのを玉村町の一大レクリエーション地帯として整備をしていくということで進めたいと思っておりますので、またボランティアの皆さんにはいろんな面で協力をしていただくのですけれども、今備前島議員がおっしゃったとおり、金がなければできないよということは十分承知しております。今後町としてもその辺をできるだけボランティアの皆さんと話をしながら、担当課のほうでこれを進めていくということでございますので、町としてもよろしく願いをいたす次第でございます。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 10月の18日の会議では、多目的広場がもっと日ごろから使われていれば、こんな大変な思いをして草刈りなんかをしなくてもよかった。もっと維持管理もしっかりして

ほしいという意見が出ておりましたけれども、水辺の森だけではなくて、岩倉自然公園を含んだ構想をどのように考えておりますか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） あそこは玉村町としては、まず水があります。そして、森があります。芝生があります。それに、レジャー施設としてはキャンプ場、ゴルフ場、グラウンドゴルフ場、いろんな面で住民の皆さんが時間を費やすことができる設備もあります。そういうものをこれからもっともっと活用していただきたいなということと同時に、あれから上流部が本当に私は何回か通るのですけれども、群馬の森に匹敵するぐらいの大きな大木がございます。これをもっと活用して、住民の皆さんがあの中を歩けるようにしていきたいというのが私の考えていることでございますし、岩倉自然公園全体としてすばらしい緑の公園にしていきたいなと。

特に新町側から見ますと、五料から八幡原まで、玉村の南側全てですね、一帯がすごい大森林に見えます。森に見えます。備前島議員さんお住まいのあのマンションだけが上へ出ているということで、本当に玉村町が森の中にある町みたいに見えるすばらしい場所でございますので、あの一帯を、余人の手を入れて人工的にするのではなくて、今の自然を残しながら、皆さんが憩いの場としてこの中を活用できるようにしていければなど、すばらしい場所になるのではないかなと私は思っております。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 先日スイセンの球根を植えたときにも、みんなでごみ拾いをいたしました。ずっと回ってごみ拾いしたのですけれども、しょうびん沼にたまっているごみは、来年早々きれいにあそこをすることですけれども、小さい魚がいっぱい泳いでおりました。ですから、亀なんかも近くにいるそうですけれども、亀が泳いだり、また遊んだり、魚が泳いだりするようなきれいな公園にしていくためには、あそこのしょうびん沼の清掃をする。そして、あそこに入ってくる農業用水にまざっているようなごみが流れてくるわけです。ですから、しょうびん沼をきれいにするのはもちろんなのですが、入ってこないようにごみなどをしていく必要もあるわけです。そうでなければ、どんどん、どんどんあそこにたまってしまうわけですが、その辺の管理も含めてどのように考えておりますか。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） あそこの水辺の森の公園のときに、以前経済産業課のほうであそこを管理していただいたのですが、あそこをつくったのも農業関係の補助金を入れて、県と町のほうでつくっていったという中であそこはスタートしたわけです。

その中で、あそこの農業用の排水の一番流末でありまして、ほとんど滝川から南のほうの西部地区

の排水があそこに寄ってくるようになっております。そんな関係でいろんなごみが流れてきてしまうのですが、あそこに用水に金属のいろいろなごみを通らないような堰をしてやったこともあるのですが、それをやると本当に毎日そこのごみを払わないと、すぐにあふれてしまうような状態に実はなっていました。そんな関係で、そういうものをまた外してしましまして、今はほとんどあの中に流れ込んでしまっているというような状況に今現在はなっております。そんなところで、いろいろな手は考えてみたのですが、やはり最終的にはそういうペットボトルとかごみ、それから農家の方々も草刈りをした草等を排水に流さないようにしていただくということをまずやってもらわないと、なかなかいい手だてがないということでもありますので、そういうところをやはり農政サイド、経済産業課とか生活環境安全課のほうとも協力しながら、まずごみを流さないようなことをするのが最初の手段かなというふうにも今思っておりますので、その辺で力を入れていきたいなというふうに思います。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そうですね。それはしっかりとお願いいたします。

それから、この提案型から始まった水辺の森事業でありますけれども、既にフェスタも終わって、球根植えも終わってということで、また清掃したりということでも、年間的な行事にこれはもうなりつつあるのではないかと思うのです。そこを管理するということも含めてです。それで、この水辺の森年間行事ということで、当初予算をつけて、年間事業としてやっていくというお考えはありますか、町長。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） このフェスタを今後毎年継続していただければと非常に思っております。

彼岸花ですけれども、彼岸花も5年前から毎年植えておりまして、ことしはたくさんの方が出ていただきまして協力していただきました。これも当分は続けていくということでございますので、いろんな行事をやはり継続的にしていくということが大事だと思っております。ですから、予算についてはこれから都市建設のほうと検討しながら予算をどういうふうにつけるかということでやっていきたいと思っておりますし、まずは先ほどから備前島議員さんから一生懸命声高らかに言った30万円であれだけのことをしたという、この辺を大事にしていきたいなと。一番これが大事でございますので、この辺をうんと大事にして、うんと金を出せばいいよというものではなくて、この辺を大事にしていきたいなというのが私の考えでございます。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 農地・水・環境保全の事業でも労働賃金1時間1人1,000円なので

すね、町長。ご存じかどうか。当然ご存じだと思いますけれども。私は、何でもかんでも安くてただでやってくれば、それはもう町長、トップとしてはそれはいいにこしたことはないと思いますよ、皆さんの税金がそこから出ないのであれば。ただ、それが本当に続いていくかどうかということもあります。また、毎日毎日本当にあのフェスタが終わった後、随分病気になるって倒れるような方が多かったのですね、ぐあいが悪くなって。そこまで力をあそこに投入したのですよ、2カ月。それを見てみると、何でもただでいい、ボランティアだからいい、30万円だからいいという発想は、それはもう限界に来ている部分もあるのです。そして、当日お弁当がなくて、食べるものもなくて、冷たいおにぎり1個。余りにも人に気持ちよく働いてもらう側として、町長、30万円にこだわるとおっしゃいましたけれども、その辺は気持ちよく働いてもらう、今後も続けてもらうという観点であれば、少しそれは考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 先ほども私のほうで答弁させていただきましたけれども、できる限り皆さんと話し合いをしながら、十分とまではいかないのですけれども、その辺はできる限りの予算獲得のほうを頑張らせていきたいと思っておりますので、ご協力のほうお願いしたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） できる限りの予算獲得を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、空散のほうに入ってまいります。これ9月も質問いたしましたので、同じような質問をするつもりはありませんので、的確に答弁をお願いしたいと思います。まず、この空散するに当たって、散布当日、早朝という時間で、気流や風向きなども十分考慮して散布している。窓を閉めたり、外へ出ないように、洗濯物を干さないように、犬の散歩もできるだけ控えてください。そして、住宅地も区域から外しました。そして、野菜の栽培地も外しましたという、こういう答弁が今までの中にありましたけれども、外へ出ないように、洗濯物を干さないように、そのように町民にお知らせするのはなぜでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 農薬ですので、もし散布されたものが、ほとんどいかないのですけれども、洗濯物というのは高いところにありますので、農薬するところまでいかないのですけれども、もしついたりした場合には困るので、そういうことを伝えてあります。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 農薬でありますから、多少のそうした心配があるということでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 今問題になっているのは、議員さんが言われているのは水田だと思うのですが、例えば学校とか、皆さん自分の家庭のうちにもあるのですが、全て樹木とか果樹については皆さん消毒していますね。それと同じ考えであると思います。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） J Aの佐波伊勢崎でも、伊勢崎市はもう既にしていないわけです。なぜ伊勢崎市はやめましたか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 伊勢崎市についての理由はちょっと私にはわからないのですが、例えば今の場合、玉村町の場合には、前橋市、高崎市、伊勢崎市に比べて水田の面積が広いのです。すごくまとまっているところなのです。高崎市、前橋市は少しずつでんばらばらにあるものですから、消毒するには今の玉村町の場合には効果的、効率的にするには、無人ヘリでやったほうが効率的にいくと。群馬県では玉村町と板倉町なのですが、埼玉県、この間視察へ行きました栃木県などは、ほとんど無人ヘリを使っております。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 町では、非有機リン系の農薬を使っているということを非常に強調してPRしておりますけれども、有機リン系の農薬との毒性の差について教えてください。

◇議長（浅見武志君） 休憩ですか。わかりませんよね。休憩でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時15分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） わからないのであれば、後で調べていただきたいと思うのですが、でも玉村町では非有機リン系にしたのでということをしごく強調して、空散を続けているわけです。非有機リン系にした非有機リン系と有機リン系の毒性の差がわからないのに、非有機リン系にしたから続けていますという答弁は非常におかしいのではないのでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 確実なあれはないのですが、ちょっと有機リン系と非有機リン系ですか、これについての考え方なのですが、有機リンのほうがリンですから、結構喉とか、こういうところに入った場合にはしごく猛毒というか、あれになってしまうと思うのです。非有機リンであれば、多少はそれが緩和されるような形だと思います。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 多少とか、少しとか、大層曖昧な答弁をありがとうございます。よくわからないですね。それだちょっと説得性がないのではないのでしょうか。今まで圃場を設定して、空中散布をしているところとしていないところの調査、影響調査を行ったことはあるのでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 農薬の影響についての調査はしていないと思います。ただ、収穫量ですか、収穫量の関係ではほとんど変わらないかと思われるのですが、ただ例えば最初に箱施用といまして、最初に苗にまきます。それが時期がたつともうもたなくなって、要するにそこで虫が発生してしまうということなのです。それをもっとお金をかけて強く薬剤を使えば、また長く延びるという方法があります。二通り、事前にある方法です。その少ないほうの農薬でやりますと、結局その時期になると虫が発生してしまう。それには、やはり防除しなければならないということで、農家の要望としてやっているわけです。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 農家の要望と言いましたけれども、3分の1ですね、空散している水稻農家。うちの例えば箱施用のときに消毒をしまして、うちはこれ1回きりの低農薬でお米づくりをしたいのだ。あとは除草剤だけでいいのだというお宅と、空散をしている水田と隣同士だった場合、空中散布をしているところの消毒の農薬が、低農薬にこだわって、うちはこれ1回だけのプリンスでいいのだという場合、そちらに入らないという保証はないですね。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇**経済産業課長（筑井俊光君）** それはなかなか難しいかと思いますが、低農薬でやっている方の田んぼがありますね。その方の田んぼには虫が発生しているわけです。その時期にはもう虫が発生するのです。だから、それを空中散布することによって、その人のうちの虫もある程度は消毒になるということなのです。

◇**議長（浅見武志君）** 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇**7番（備前島久仁子君）** 発生しているのですか。発生していないから、低農薬で1回でいいと言っているのですよ。

◇**議長（浅見武志君）** 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇**経済産業課長（筑井俊光君）** 先ほど一番最初に説明したのですが、箱施用でやりますね。そのときに農薬をやりますね。そのときに期間、このくらいまで効く期間と、またそれ以上効く期間というのが薬によって違うのです。その薬の値段によって、ある程度はやっぱり期間が短くなったり、長くなったりするわけです。その短い期間でやると、結局その時期になると虫は発生するのです。それを発生したものについては、それでいい人と、もう少しお米をとりたいたいから防除しますよという人といういろいろな意見があっていいと思うのですが、それでやっているのだと思うのです。

◇**議長（浅見武志君）** 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇**7番（備前島久仁子君）** プリンスで箱施用のときにやっている人は、大体80日から90日、その効用があるということで、6月の20日ごろ、苗をしますね。そのときに消毒すれば、大体80日から90日、約9月の20日ごろまで効果があるわけですね。それで1回だけの消毒という人が多いですよ。

◇**議長（浅見武志君）** 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇**経済産業課長（筑井俊光君）** 今議員さんのほうから名前が出たのですが、プリンスを使ったとしても、そこまでです。ルーチンというもう一つ違う薬品があるのです。そちらだともっと長くできるのです。それを使いますと、空中散布しなくてもいいのかなと思うのですが、値段が高いのです。その辺も考えなければかなと思うのです。

◇**議長（浅見武志君）** 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇**7番（備前島久仁子君）** 町長にお伺いします。

私は、水稻農家応援のために補助金をつけますというのならわかるのです。これは、そうしたらす

ばらしい施策だなというふう思うのですけれども、水稻農家の中でもわずか3分の1の農家のために、空散のために補助金をつける。これはいかがなものかなと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 以前は2回、この空散をしておりました。その前は大型ヘリで人間が乗って、上空から町全体に有機リン系の農薬をまいておりました。それをまきますと、本当に虫がいなくなって、鳥が飛んでこなくなるぐらいの状況が続きまして、それが非常に人体にも影響するということだと思います。それをやめまして、無人ヘリに変えて、低空から人体に影響ないようにということで、その時点は有機リンの農薬を使っていました。それでも有機リンではまずいということで、平成17年から非有機リンに玉村町では変えたわけでございますけれども、このときに今備前島議員さんが数値を言えと言ったのだけれども、多分この17年のときには数値を調べて非有機リンになっていると思います。ただ、今手元に資料はないのですけれども、非有機リンになったということでございます。

2回やっていましたけれども、3年ぐらい前からこれを1回にしよう。一応箱施用で消毒をして、それでよければそれでよそうということだったのですけれども、農家のほうから1回だけだとどうも虫が出てしまうと。やっぱり今までは7月に1回、8月に1回していたのですけれども、箱施用でやっても8月には虫が出るので、8月にもう一度ヘリで低空でやっていただけないかということで、非有機リンだということで低空でやっているわけでございます。1回になったということで、かなりの人体というのか、化学過敏症の方に対しては前もって通知をして、外に出ないようにだとか、いろいろな策をとったために、大変今までは多くの苦情が寄せられたのですけれども、それからは苦情がぐっと減りました。今ほとんどその分の苦情が担当課の農業公社でございますけれども、担当課のほうには来ないという状況になってきました。

箱施用だけで済ませてしまえば本当はいいのですけれども、やはり箱施用だけでは済ませられないというのが農家の現状でございます。先ほど課長のほうからちょっと説明があって、2回目の空中散布をすることによって、箱施用だけで済んでいる田んぼも虫が出ますけれども、周りが空中散布をしますから、そこで抑えられるわけです。これを空中散布を全部しないで、1回だけの箱施用ですつとやっていった場合は、町全体の田んぼに虫が出ますから、かなりの虫の発生が出るのではないかなということはおっしゃっております。空中散布をする場所がありますから、全体をしませんけれども、箱施用だけの農家の方に対してもある程度の抑えがきくというのが今の現状でございますので、そういう意味からして、2回目の空中散布はしてくれないかと。

なおかつ、これは毎年毎年やるかやらないかというのは、農家の方と伊勢崎市の農業試験場、指導センターの方と集まりまして会議をします。そこで、ことはやるかやらないかというのを協議します。そこで、もし農家のほうで1回でいいよということになれば、箱施用だけでいいよということになれば、もうこの空中散布はいつでもやめます。ただ、今の現状は、先ほど申したとおり、非常に高

齢化している農家の方が、もう一度やってほしいということが非常に声が大きいということで去年まではやっておりました。来年についても4月ごろに全体を集めまして、この空中散布をどうするかということは協議をします。協議をして、町とすれば農家のほうの皆さんが了解してくれば、空中散布はいつでもやめる体制でいるのですけれども、やはり農家の方が非常にやってほしいという声が強いので、とりあえず100ヘクタール以下だったらやめようということでございました。100ヘクタール以上の方が空中散布が欲しいということであれば、1回だけは最低限人体に影響がない程度に絞ってやっていこうというのが今の現状でございます。ですから、来年度につきましては、もう一度また指導センター、そしてJA、また実際の耕作者の皆さんと協議をした中で、空中散布をするかどうかというのは決定していく予定でございます。

ただ、備前島議員さんが言われたとおり、以前は本当に空中散布をしますと、患者さんがふえて、化学過敏症の方が医者に飛んでいくという状況は結構あったということは私も聞いておりますし、そういう苦情は来ております。ただ、最近は非常に農業公社のほうで事前の通知と対策を話しまして、なおかつ非常にヘリが高度なヘリでございますので、低空で朝のうちにするというところでございますので、ほとんど箱施用、個人的に田んぼでまかれるような消毒よりは、かえって我々が考えている中では、ヘリのほうが安全ではないかなと。ということは、薬剤が決まっているということでございます。これを野放しにしますと、個人的にヘリの会社にヘリを頼んで空中散布をする農家もあります。実際にありました。それもそうだし、薬剤は何を使っているかわかりません。そういうこともありますし、先ほど課長が申したとおり、事前の通知もないし、自分の田んぼを勝手に消毒するのだから、住宅地の近くでも構わないということでやりますので、この辺を法律的にどのくらい絞れるかということもあります。そういう意味では、私は総合的に判断しますと、町が空中散布をすることがかえって今の状況ですと人体に対する影響については安全性が高いのではないかと考えております。

もう一つは、農家の方がどのくらい消毒を低毒の消毒で虫が出るのを我慢できるかということになるのではないかなと聞いております。ですから、100ヘクタールで今の3分の1の空中散布で補助金を出すのはおかしいということは十分察知をしているのですけれども、田んぼには塀がございませんので、隣まで散布をすれば必ずその隣の田んぼは、散布をしなくて金を払わなくても、ある程度の虫の発生を抑えられると同時に、自分の出た虫が周りに飛ばない。自分の田んぼだけで抑えられるということもできますし、そういう総合的に考えた中でこの空中散布をしているわけでございます。

一番大事なのは、農家の皆さんがどのくらいこの空中散布によって効率化になるかということと、周りにいる方にどのくらいの薬剤の影響があるかということが一番大事でございますので、この辺を本当にこれからももっともっと細かく検証して、実際に農家の皆さんと話をした中で、この空中散布のこれをやるかやらないかということを決めていきたいと考えております。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 時間がなくなってしまいましたので、1つだけ最後に聞きます。

先ほど非有機リン系と有機リン系の毒性の差がよくわからないということでありましたけれども、もし今後も続けるのであれば、町の圃場で、ある一角を実験したらどうでしょうか。していないところとしているところの全ての結果を、残光性なども全部含めて。そういうものをして、きちっとした安全性を示す。それはもう行政としての責任だと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） もちろんそうだと思います。ただ、17年のときに非有機リンに決めたときには、多分そういうふうなデータをもとに非有機リンに決めてあると思いますので、またその辺を調べてみますし、もし議員さんのほうで今このくらい毒性があつて、このくらいの人という何かデータがありましたら、担当のほうに示していただければ、またその辺を検討していきたいと思っています。

◇議長（浅見武志君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 農薬は空中散布することでガス化してまいります。住みよいまちづくりと言いながら、この時間帯、外に出ないように、窓を閉めるように。これは緊急事態と同じですね。まるでサリンのようではないですか。人への影響というのを後回しにして、農家の一部の利便性のためにしていくというのは、これはもう本当に考えるべきではないかと思います。正しい指導をお願いいたします。

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後2時45分に再開いたします。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

◇議長（浅見武志君） 次に、14番石川眞男議員の発言を許します。

〔14番 石川眞男君登壇〕

◇14番（石川眞男君） 皆さん、どうもお世話になります。衆議院選の期間に12月議会がすっぱり入ってしまうという、まるで皆既日食のような状況になってしまいました。この皆既日食が明けた後は日本列島隅々にやわらかな政治の光が注いでくれることを願うばかりですけれども、むなしい願いにならなければいいなと思っています。そして、どのような状況であれ、この玉村町に住む人々の暮らしの暮らしやすさを保障するという町政であることを主眼として、何点か質問をさせていただきます。

ます。

まず第1に、下茂木地区の南側を通る道路の通学路、道路と通学路の改善はやっぱり急務でないかと考えますので、その対応を問うということで質問いたします。下茂木地区南部の道路は、東部工業団地への通勤道路としては時間帯により交通量が著しく激しいことは、かねてから指摘されてきました。通学路も含めどのような改善策を考えているか、お尋ねいたします。

2つ目、雇用対策と町内企業の育成発展へ向けた町の姿勢を問わせていただきます。高齢化時代の急速な到来により、求められる年金、医療、介護サービス等が追いつかない状況が来るだろうことは誰もが心配するところであり、そうだからこそ多くの人たちが雇用、労働環境に対する不安を持っています。そこで、1番目として、シルバー人材センターの現在の運用を福祉、健康増進目的だけでなく、就労支援の要素を強く加え、多くの高齢者が働き、稼げる環境を整えるべきと考えますが、どうでしょうか。

2つ目、若者の非正規労働者の多くは、望んで非正規職に甘んじているわけではありません。一方、中小企業では、正規社員が集まらない現実があることを考えると、若者を大企業志向から町内企業へと目を向けさせる方策が、町内企業の育成発展という観点からも、また雇用の観点からも必要と考えます。町内企業の求める人材を把握し、職業紹介や人材育成に係る研修会の実施、資格試験費用の負担軽減など税制面、財政面での優遇措置をして、雇用や町内企業の健全発展を支援することは、町にとり人口増にも間接的に作用し、暮らしやすい町として有用と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、備前島議員も質問したのですけれども、水辺の森フェスタに見る協働をいかに継続、発展させようとするかをお伺いいたします。9月30日でした。台風直前の晴れ間の中での水辺の森フェスタでしたが、一連の経費は30万円で賄えたのでしょうか。その背景には、多くのボランティアの協力があつたわけですが、協働のまちづくりの観点からどのように総括するか。特に協働の継続のためには、どのような工夫が必要と考えているか、お伺いいたします。

そして、最後に、今後の継続を考えたとき、軌道に乗った時点で適当な部署の担当事業として恒例化し、より多くの職員の協働意識を高めることにつなげることも重要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 14番石川眞男議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、下茂木地区の道路の改善及び通学路の改善についてということでございます。これは教育長のほうから答弁をさせていただきます。

次に、雇用対策についてでございます。シルバー人材センターで多くの高齢者が働き、稼げる環境を整えるべきという石川議員の質問についてお答えいたします。議員がおっしゃるとおり、今後当町

におきましても高齢者の急激な増加が予想される中で、就労人口の減少も考えられることから、高齢者の就労機会の確保は重要な課題と考えております。現在シルバー人材センターは、玉村町社会福祉協議会に委託し、運営を行っており、現在の事業内容は除草や樹木の剪定などの軽作業が主な業務内容となっております。近隣の市町村のシルバー人材センターでは、規模や環境の違いもありますが、軽作業以外の職種を用意しているセンターもあることから、当町といたしましても高齢者が今まで培ってきた技術や豊富な経験、知識を幅広く生かすことを目的に、新たな業務への取り組みを前向きに検討していきたいと考えております。

次に、若者の町内中小企業への誘導についてお答えいたします。県内における平成24年3月の高校新卒者の就職内定率は91.2%、大学新卒者は70.2%と、前年同期に比べて若干は増加しているものの、依然厳しい状況にあります。若者の就職先の選択基準は、知名度や規模などにより決める傾向があることから、中小企業においても若手の人材不足といった問題も生じてしまっているのが現状でございます。そのような状況の中で、町内の中小企業への若者の就職誘導は、町内企業の支援施策として必要であるものと認識をしております。地域に特化した優遇措置を初め、学校などと連携した人材育成、これについては先日商工会の役員の方が玉村高校に行っているいろいろな就職関係の話をしてきたということでございます。今後玉村高校も積極的にそのような形で進めていくという話でございます。地域に限定した求人情報の共有、または企業とのマッチングの強化などの誘導システムを構築する等、若者へのジョブサポート手法について、これ町の商工会、ハローワークとも連携して検討していきたいと考えております。

続きまして、水辺の森フェスタに見る協働をいかに継続、発展させようとしているか問うとの質問にお答えいたします。まず、一連の経費は30万円で賄えたかという点ですが、岩倉水辺の森フェスタは、協働によるまちづくり提案事業であります。協働によるまちづくりin岩倉自然公園の一環として行われ、同事業にはこのフェスタのほかに11月25日に行われました岩倉水辺の森水仙球根植栽フェアも含まれております。現時点では、直接の事業実施団体であります水辺の森有効活用実行委員会から事業報告書並びに決算報告書が提出されておられませんので、確実なことは申し上げられません。また、住民活動サポートセンターぱるのメンバーを中心とする実行委員の方々のリードのもと、同公園を多くの人に知ってもらおうと、地元角瀨区や公園敷地の地権者の方々を初め数多くの住民活動団体、委員会や協議会、営利団体の方々の英知、努力、物資、資金などが、無報酬にもかかわらず、惜しげもなく提供された成果であると総括しております。協力させていただいた行政側としても、大変喜ばしく思っているところでございます。

次に、協働の継続のための工夫や軌道に乗った時点で担当部署を決めて事業を恒例化させたいかがかという点についてですが、この岩倉自然公園の有効活用につきましては、既に同公園を管理している都市建設課と来年度も協働関係を継続することで、実行委員会側と大筋で合意を得ているところでございます。このような形で、石川議員の言われたとおり、より多くの職員がこの協働事業にかか

わり、協働についての意識が高まっていくと。今年度から始めました協働によるまちづくり提案事業を積極的に町としては活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

◇教育長（新井道憲君） 下茂木地区の通学路の改善についてお答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、下茂木地区南部の道路は東部工業団地への通勤路となっており、朝夕交通量は多くなる上に、芝根小学校の児童の通学の時間帯と重なり、危険な状況であるということは十分認識しているところであります。小中学校の通学路の安全点検は、各学校で策定しております学校安全計画に基づいて、年間を通して計画的に実施しているところであります。教職員の目だけでなく、地域や家庭と連携して、保護者、地域住民の視点から、交通安全、防犯など状況を計画的、継続的に点検し、子供たちの安全確保に努めているところであります。

さらに、4月に起こった京都での通学路での重大事故を受けて、教育委員会から緊急的に通学路の安全点検を指示しました。ここで報告された危険箇所は、玉村町内で21カ所ありまして、そして議員さんご指摘の下茂木地区の道路も、芝根小学校から国道354号線の混雑を避けるための車の交通量が多く、スピードを出し過ぎている車もあり、危険であるという報告を受けているところであります。これらの報告を受けまして、7月24日に学校、それから教育委員会の学校教育課、都市建設課、生活環境安全課、伊勢崎警察署、伊勢崎土木事務所の担当で21カ所の全ての危険箇所に実際に行き、対策について検討したところであります。ご指摘の下茂木地区の道路につきましては、通学路最徐行の看板を作成し設置すること、徐行の路面標示をすることでドライバーの注意を促していく対策等を実施していきたいと考えております。

冬木工業西の国道354号線の交差点から下茂木橋までの約1キロメートルは、道路北側に幅2メートルの歩道が設置されています。しかし、下茂木橋の西側では歩道は未整備で、特に危険な区間と認識しているところであります。今現在、歩道と車道を分けるポールが立てられて、子供たちの登下校の安全確保に努めているところであります。今後藤岡・大胡線バイパスの延伸にあわせ、通学路の改善についても関係機関とも協議、検討をしていきたいと考えております。

子供たちを交通事故から守るためには、子供たちを取り巻く危険な環境を改善することと、子供がみずからの危険回避能力を高めることが大切であります。今後も安全点検と交通安全指導の両面からの取り組みを徹底し、玉村町の子供たちが不幸な事故に遭うことがないように、学校、家庭、地域の総力を結集して取り組んでいきたいと考えているところであります。よろしくお願いいたします。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） それでは、再質問をいたします。

この下茂木地区の道路に関しては、教育長だけではなくて、通学路だけの問題としてだけではなくて、やはり一般道路としての、通過道路としての問題で都市建設課長にも聞いていきたいと思えます。通学路としてあそこに今年度3月か4月ですか、黄色い歩行者を隔てるポールが置かれたわけですが、そのことによって地域の人は少しはほっとしたと。でも、大したことではないのですよ。あのぐらいのことをしただけでもほっとするぐらい大変な状況の道路だということを逆に示しているのだと思うのですけれども、ちょっと遠回りして迂回して、それで下茂木橋まで行くような形での通学路の変更というのは、通学路変更というのは小学校でやるわけでしょうけれども、そういう話が出ていましたか。あの場所、わかりますか。あそこに下茂木の道路をちょっと西へ行って。だけれども、それは50メートルか100メートルのところを避けるために行くだけの話なのですけれども、その話はこういった形で今進んでいますか。

◇議長（浅見武志君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 先ほどご指摘いただきましたとおり、通学路の変更ということも安全第一の上では考えていかなければならないというふうに考えているわけであります。

しかしながら、今芝根小からの情報では、とりたてて今の段階で、そこを遠回りしてそこへ戻るといふ、そういう通学路の検討というのはされていないと。確かにポールを立てて、少しでも確保できたということではありがたいことだという話は聞いておりますが。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 子供たちが一番長い、芝根小学校へ行くまでに一番距離がある地区ではないかと思うのです。工業団地のところもあるし、通学路確保は喫緊の課題だと思うのですけれども、今言ったように、本当に50メートルから100メートル避けるためだけの迂回ですから、意味があるのかどうかというのは私もちょっと疑問ですけれども、地域の人はそういう話も、そういうことも必要ではないかと考えているほど切実な場所だということです。

特に朝夕の車の通勤車が、角淵の岩倉橋を渡ってすぐ右に入る、東に入るところは、7時から9時ごろまでは右折禁止だから入ってこられないけれども、ほかの田中生コンのところとか十兵衛とか、あの辺から集中して、それからまた北のほうからも来ると。それが本当にあの時間帯、30分から1時間は地域の人が自宅から出るのに10分ぐらい待たなければならないぐらい車がどんどん来るので、本当に子供たち、それでまた子供たちでなくても事故のおそれがあるということで、この道路を何とかもっと安全な道路にできないかというのが、この下茂木地区の本当に大きな課題なのですけれども、その辺は町長、認識していますか。例えばこの前、工業団地の造成計画の説明に行ったとき、いきなり出てきたのが、下茂木の人たちのあの道路を何とかしてくれという話だったと思うのですけれども、

その辺の認識をちょっと町長にお伺いしたいのです。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） やはり通学路の危険を回避するというのは、これは一番の重要な問題だと思っています。今下茂木の話も出まして、21カ所の中の最重要地点のような感じがしております。それにつきましては、早急に教育委員会、都市建設との協議をしていきたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 私のこの質問は、道路及び通学路の改善は急務ということで、通学路だけの意味で言っているわけではないのです。あそこのところは道路にいっぱい来るので、渋滞というか、交通量を少し減らせないかということも含めて質問したつもりなのですが、都市建設課長、どうですか。その辺の考え方は。捉え方。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） やっぱあそこの道路につきましては、時間的に非常に交通量が激しいところであると思います。工業団地に通勤される方とか、会社が終わった後の方々非常に多く通るということであります。

基本的には、恐らく通勤の経路については、国道354のほうをかって通勤していくという経路を会社等には出しているのではないかというふうに私は思っております。ところが、やはり急いでいる方々は、特にあそこをかって通勤しているのではないかなというような気もします。それで、それをどうしたらいいかという問題になりますと、例えばあの辺を時間帯で進入禁止にするとか、そういう手もあるかと思うのですが、それをやるとやはり地元の方々が自分の家に入っていけないとか、そういう問題もありますので、非常に難しいとは思いますが、喫緊の課題というのですか、もうすぐにでもやらなくてはならない課題でありますので、今言ったような、例えばあそこを通勤されている方々の会社に対して、そのような要請を町のほうから出すというのも一つの手ではないかなというふうにも思っております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） その道路の南側に梨ノ木山古墳というのがあります。その梨ノ木山古墳の北側に道路があります。角淵のほうからずっと来て。その道路を真っすぐ行けば、もう渋滞とか、この道でのこんな混雑はなくなるのです。だけれども、真っすぐ行くにはそこに新堀までの土手があるのです。桜並木も。だから、今ある道路は梨ノ木山のところから真っすぐ東へ来て、その土手を迂回するような形でまた東へ行くという、そういう状況なのです。だから、下茂木地区の人は、あ

の辺はその道路を拡幅して、1本道路を南へつくと。梨ノ木山のところの北側の道路をメインの道路にするような形での道路はできないかという意見も多々あるのです。聞いたことはありますか。その問題になるのは、真っすぐ行けないのですよ、新堀の土手があるので。その土手が高ければトンネルをつくれればいいのかろうけれども、中途半端にまだ勾配過程なので、今度は掘っていかねばならないとか、土木事務所との関係とか、いろんなネックがあると思うのですけれども、そのような話は、町長、聞いたことがありますよね。そういうことも含めてちょっといろいろ考えていただきたいのですけれども。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） この道路については、まず角淵から考えていかななくてはいけないのかなと思っているのです。今角淵の地区の中を通過して、すごく細い道を直角に曲がったりして、ゴルフ場の前から梨ノ木山古墳のところへ出る車も結構あるのですけれども、その車を今度できましたパチンコ屋さん和田中生コンの間の道ですね、それまで持って行って、真っすぐ東へ出すと。そうしますと、その道は下茂木のところで行きどまりになるのですね、行きどまりというか丁字路になるのです。丁字路をまた曲がって、また向こうへ出るという、その辺も非常に交通量がスムーズにいかない原因だと思うのです。ですから、あれを田中生コン南側の道を行って、緩やかなカーブで今の下茂木の工業団地に入る道に、下茂木橋のところへ出るようにすると同時に、その下茂木橋から歩道が終わっていますから、あれを拡幅して歩道をつくるというのが私は最終的なあそこら辺の道路の改善策かなと。先日あそこを通過して、そんなことを考えたところでございます。

ですから、今すぐ、非常に厳しい下茂木地内の歩道がなくなったところ。あそこは車が多いので、この辺の近々の対策をどうするかというので、今黄色いのを幾つか立てたというのですけれども、あそこを工業団地があるものですから、もう工業団地をつくる時にあそこは道をつくるべきだったなと思うのですけれども、先に工業団地ができてしまいましたから。今後あの工業団地を広げるということになりますと、ますます車がふえる可能性はありますし、あそこ工業団地へ入る車が354まで出ていくということはほとんど考えられない。恐らく角淵の地区の中を曲がるか、田中生コンのところまで来て、あの信号から入っていくということになると思うので、その辺から道を改善していくという。これから斉田・上之手線が大体目安がついてきましたので、その次はあの辺を町道として整備するのかなとは考えていますので、今後担当課と検討しながら、今石川議員が言われたとおり、確かに下茂木地内の道の混雑と危険度というのは相当高いと考えております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） ぜひお願いしたいのです。私も議員になって10年たったのですけれども、ずっと前から言われていて、議会で質問することはなかったのですけれども、もうぼちぼちこういっ

たところで質問しておく、町も動きやすいのではないかとということで質問させてもらったのです。

あの道路の問題は、あそこを通過する人は下茂木に住んでいる人以上に工業団地に通勤する人、その人が多いということ。そして、その問題は、やっぱり角淵から、また逆に上茂木のほうの交通体系そのもの全部を見通せないと解決できない問題でもあるということなので、ぜひそっちのほうを真剣に進めていただきたいのですけれども。都市建設課長、その辺をちょっとぜひお願いしたいのですけれども。今の町長答弁を踏まえて。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 町長が先ほど申し上げました道路の拡幅の計画なのですけれども、私もそれが一番早い道だと思いますので、実は下茂木の区長さんにもその辺のお話はしてあります。これは、以前にもいろいろ用地買収が絡む問題で、下茂木地区からも上がっていたようなのですが、やはり全員の方の賛同が得られなかったということで、道路拡幅がなかなかできないということも聞いております。それらも今まではあったにしろ、何しろ今は危ないということなので、そちらのほうをぜひ強調してもらいまして、地区で話し合っ、道路を広げていくというような方向で進んでいくのが一番早いのではないかとということでお願いしてありますので、そちらのほうを推進していきたいというふうにも思っております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） では、その方向でぜひお願いします。

それでは、2番目の質問に移りたいと思うのですけれども、やっぱり年金が来年以降、年金受給年齢が1年ずつ上がってくるという中で、定年後も働かなければならないという状況が生まれてきているわけです。その観点から、一つは1番でシルバー人材センターでの現状をちょっと質問させていただきます。

あそこで今、この一応登録者数は聞いているのですけれども、会員が143人、そして実際に就業しているのは35人程度ということでよろしいのですか。それで、時給は幾らぐらいで、1日3時間で時給どのぐらいで働いてもらっているか、教えてもらえますか。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） お答えします。

会員数につきましては、おっしゃるとおり143名でございます。また、従事者の人数もおっしゃったとおりの人数でございます。時給につきましては、700円というふうに聞いております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） それで、1年間の収入、それから支払い、働いた人たちに払った賃金、それはどのくらいですか。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 実際に受注というか、請け負った件数が139件でございます。その主なものは、除草剪定作業が95%を占めております。実際の年間の受託の収入でございますが、1,155万9,612円ということでございまして、町から社会福祉協議会に委託している事業でございまして、社会福祉協議会の担当の人件費もございまして、実際に事業支出の中で働いていただいた方への支出につきましては1,071万6,223円でございます。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 働いている人が専門的な人もいっぱいいるわけですね。長い間いろんな会社勤めをして、それで退職してきたわけだから、技術系の人もいればいろんな形の人いるわけで、その人たちが登録というのは社会福祉協議会に登録するわけですか。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 社会福祉協議会へ登録になっております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 草刈りとか、そういった形がやっぱり多いわけですね。中には草刈りを頼んでから実際にやってもらうまでにいろんな状況があって、1カ月、2カ月たってしまう場合があるらしい。そうした場合は、もう草がすっかり生え切ってしまって、意味があるのだからないのかわからないような状況も来ってしまうのだけれども、その辺を工夫して、もう少しこれだけ登録しているのだから、こういった人たちに草刈りの仕事があるのですけれども、どうですかという形で回していければ、仕事の受注ももっとふえてくるのではないかと思うのですけれども、その辺の工面というか、工夫はできると思うのですけれども、いかがでしょう。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） おっしゃるとおり、除草の作業の時期になりますとあちこちで集中しまして、1カ月も待たないとできないというような状況だということも聞いております。

そういった中で、会員数は現在143名おるわけでございますので、そういった中でうまく調整等を社会福祉協議会とまた今後その辺も協議いたしまして、調整等を図りながら実施していきたいというふうなことで考えております。また、定年退職後なり、一線を退いた方がほとんどだと思っております。

あらゆる技術とかいろんなものを、ノウハウを持っている方もいると思います。しかしながら、シルバー人材センターの目的からしますと、やはり高齢者の健康維持、生きがいづくりということで、主に就労をあっせんするとか就労目的のものではないというのが根底にありますので、その辺も考えながら、独自事業とかそういったものもできればというようなことで、今後社会福祉協議会と協議してまいりたいと思っています。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） ここにシルバーセンターへの案内で、そうなのですね。退職後における生きがいの充実や仲間づくり、社会参加を希望するという、言ってみれば福祉目的、健康目的のミニシルバー型というのか、そういった形が現実なのですね。しかし、今後もう少し就労支援というか、稼げるというところも少し保障していくような状況が、今の世の中出てきたのではないかと明らかに思うのです。その辺も踏まえて、仕組みを、仕事をあっせんというのか、仕事を宣伝して受注して、受注したものはすぐ紹介してやってもらうというテンポよくやれば、仕事は相当出てくると思うのですけれども、その辺はどう考えていますか。

◇議長（浅見武志君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） そういったことも踏まえまして、もうちょっといいようなシステムを何かできればというふうなことで、今後とも考えてまいりたいというふうなことであります。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） ちょっと補足させていただきます。

3年ぐらい前からそういう状況が出たので、できるだけシルバー人材センターに仕事を出そうということで、町としても今まで業者に出していた分を細かく分けてシルバー人材センターにということに進めてきました。やはりもう少し内部、シルバー人材センター、社会福祉協議会のほうの内部の組織というのですか、その辺をもっと充実させなくてはいけないかなと私は考えていたのです。議員さんが言われたとおり、今後ますます定年退職者が何か働きたいと、年金までまだ時間があるから働きたいという人がふえてきますので、今までも結構角刈の先ほど申しました水辺の森だとか、いろんなところで人材センターを使おうということで仕事を回したのだけれども、いつの間にかまた業者に頼んでみると。よく聞いたら、注文してもなかなかできなかつたとか、向こうが手が足りないからと断られてしまったとか、夏は大変で暑くてだめだとかというのがあったのですけれども、今後はそうではなくて、もっと今就労で仕事ができるという体制を社協のほうと検討します。それで、社協のほうの体制をもっと、現在担当がいるのですけれども、担当がシルバー人材センターを片手間でやっているというような状況ではないかなと思っています。その辺を改善しながら、シルバー人材センター

をもっと活用し、また退職したけれども、ちょっと仕事をしたいのだという人が行って稼げるというような形をとればなど。今後ますますふえてきますので、高齢化の中でそういう形でやっていけたらと思っておりますので、これを機会にして、もう一度検討し直してみたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） この前文教委員会で御殿場市に視察に行ったとき、そこでも立派なところでシルバー人材センターがありまして、聞いてみると、やっぱりいろいろ問題をはらみつつ一生懸命やっている。その問題というのは、要するに雇用関係にはないわけです。登録して、仕事を紹介するという形だから、個人の請負みたいな形になる。法律上、いろいろ難しい問題もあるのだけれども、しかし現実の要請、ニーズというのがあるので、その辺も問題点も加味した上で、積極的に仕事を紹介していくというのは、そういう方向でぜひやっていただきたいと思うので、その辺は今の町長の答弁に基づいて検討していただきたいと思います。

それから、今度はその2番目の若者の非正規雇用ということを書いたのだけれども、要するに今就職が本当でない。ないというか、あるのだけれども、なかなか大企業が正社員を雇わないという中で、特に玉村町にはそんなに大きな企業というのはありませんので。しかし、優良企業というのはあるのですね。商工会の表彰状なんか、勤続年数5年、10年、20年というのを見ると、町内の人よりも町外の人の方が表彰をもらっているというのがあるのです。そういうことは、結局意外に町外の人が玉村の企業に長く勤めていると。居心地がいいと見ていいのではないですか。だから、そういう意味で、そういった会社は大体正社員で雇っているわけですから、そういったものを町が把握して、相当技術があるところもあると思うので、そういうもののノウハウを町が把握して、それで紹介していくような。そして、いろんなことが考えられると思うのです。この前税務署でいろいろ研修、なれない研修を受けたら、その中で従業員の人数の中で雇用者1人について20万円を補助する。もっとも上限があるわけですが。そういった優遇措置なんかもあるので、そういったものを町が把握して、企業にこういうことをやると逆に有利ですと。控除額がふえますよとか、そういったものを持って、町で宣伝するとかいうことも可能だと思うのですけれども、そういうことへの踏み込みを考えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 今議員さんのおっしゃったとおりなのですが、そういう面も含めて商工会、あとハローワーク等々と連携をしまして考えていきたいと考えています。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 職業紹介、要するにいろんなことを企業はしたいのだけれども、資格を取

らせたいと。そして、この会社で自信を持って仕事をしてもらいたいとか、そういったことに対しての補助とか、そういったことをして、例えば今固定資産税なんかも優遇措置で町内へ企業を呼び込むとかやっているわけですがけれども、今度はその人たちが人を採用しやすいように、そして人が会社をやめないように。その会社で技術を磨いて、会社のために仕事ができるような環境をつくるには、やっぱり資格を取ってもらうとか、研修に行ってもらおうとか、そういうものに補助しても、そのことにより踏みとどまって会社の経営もよくなり、安定した雇用関係を結べれば、この町にとっては非常にいいことだと思うのです。そういう面も含めて、就職はもう企業と対個人でやるべきものなのだという、それを一歩踏み越えて、町も関与できるような。そして、切磋琢磨の会社がこの町にいっぱいできていけば、「たまたん」も含めて活気が出てくると思うのですけれども、それにはやっぱり企業の悩み、問題というものを抱える、それをまず把握することだと思うのです。その辺にちょっと力を注いでいただけたらと思うのですけれども、いかがですか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 石川議員のおっしゃるとおりだと思います。先日、先ほどちょっと申したのですけれども、商工会の会長を初め何名かで玉村高校へ行って、生徒に就職ということではなくて、社会人学習みたいな形で授業に出たということでございます。会長のほうから私に、どういうことでしゃべったらいいのですかという話が来ましたので、ぜひ行って、町の現状、そして企業はこういうものだと、社会人はこういうものだという話をしてくれという話をしてきました。これから私も玉村高校へ行って、よく校長や3年生の担当と話をしていきたいと思うのですけれども、一つは玉村高校の生徒をまち内の企業に使っていただきたいということが、多分玉村高校の一つのねらいではないかなと考えております。そういう意味で、今まで余りそのような接点がなかったのですけれども、まち内の企業の経営者と玉村高校がそういう形で接点を持つていくということは、私は非常に素晴らしいことだと思いますし、今後もしそういう形で玉村高校なりの生徒がまち内企業に入った場合は、何か町としても今議員さん言われたとおりに、一つの町としての形を出してやりたいという考えもあります。そして、まち内に残って、町に住んで、まち内の企業に入るという形になれば、非常に素晴らしいことになると思いますし、先ほど永年勤続表彰などを見ましても、20年、30年という、町外から通って、まち内企業に勤めている人がいるわけですから、もっともっとまち内の人まち内企業に入るということを町としても推奨していくべきだなと思っておりますし、そのような形の中にどうやったら町がかかわっていけるかと。また、町としてはそれを推進するためにどうしたらいいかというのを今後の課題として検討していきたいと思っております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） もう一つ踏み込んで言うと、ここに職業紹介ということを書きましたけれ

ども、職業安定法というのがあって、禁止されている事項もあるのだけれども、改正されて、区域内における企業立地促進のための施策や住民の福利増進、産業経済発展に資する施策等、それらに付随する事業のためであれば、無料で職業を紹介することは自治体ができるということになって、実際に町で無料職業紹介をやっている町もあるのです。そういうことをしたにしても、こういう何でもありの社会になってしまったし、自分の力のみで生き抜きたいなところになってしまっているから、逆に町がフォローする姿勢というのは必要だと思うのです。そういうことも含めて対応していただきたいのだけれども、それには何回も言うようだけれども、職員をやっぱり減らしていくばかりではだめですよ。やっぱり専門性ということで、びしっと人を育てていかないと、もうあっちもこっちも職員が振り回されて目が回ってしまうようでは大変なので、職員を生かして、ふやして、生きのいい職員で育ててもらって、町が無料で職業を紹介するということを登録すればできるような状況ですから、そういうものもひとつトライすることを検討してもいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょう。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） そういう形で、いい形で町が中に入って、町内企業の活性化と、またここには玉村高校、そして県立女子大という大きな学校がありますので、その人たちがまち内企業にうまく就職ができるように。多分まち内企業の中ではそういうところがうちに来てくれることはないだろうということで、就職の案内なんかは多分出していないところがほとんどだと思うのです。ですから、今後はそういうことを町が積極的に間に入って、両方に話を進めるということは、非常にいろんな面でいい方向が出てくるのではないかなと考えております。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 町に商工会がありますから、商工会もどうも会員数がどうのこうのと、減ってしまったとか悩んでいるらしいですけれども、商工会がもっともっと元気で、仕事も紹介できるよ、人材もあるよというような状況、そして町とタイアップできるような形になれば、商工会員が減るということはないと思うので、そういう意味においても一つの考え方かなと思いますので、ちょっと取り組んでいただければと思います。

最後の協働のまちづくりということで、今終わってしまえば大成功。確かに売るものがなくなってしまったぐらいですから。しかし、あの日は台風が来たのです。本当に何時間後には大雨になってしまったのだから、外でのイベントというのは本当に天候が左右するわけですがけれども、でもそれまでいろいろ準備してきた方々の思いで台風が何時間か待ってくれたと思ってもいいのだと思いますけれども。その中でやはり感じるのは、本当にこの町の中でみんな心豊かに、仲間をつくって、町を楽しくやりたいねという形で、あの暑いさなか、草を刈ったり、駐車場へと、いろんな形で多くの人が協

力したということは事実です。それで、やっぱりボランティアだから、それは無料なのです。お金のことは無料ボランティアでいいのだけれども、また考え方によると、そこだけに甘えているとやはり続いていかないのではないかなというのがあるのです。

沼津市へ行ったのですよ。沼津市でセンターに聞くと、問題は何ですかというと、センターは全部ボランティアスタッフで運営しているのだけれども、ボランティアスタッフが集まりにくくなってしまったと。ボランティアは無料でしょうと言ったら、当然無料ですよ。無料はいいのだけれども、やっぱり続かないのです。やっぱり余裕がないとボランティアはできないのです。だって、食っていかなければならないのだから。そういうことが確保されて、ボランティアができるという、その思いをくじかないためには、この水辺の森フェスタだけではなくて、いろんな形でボランティアをやっている人たちに町がやっぱり感謝する感謝の気持ちというのが、何であらわせとは言いませんよ。そういうのがやっぱり必要なのかなという感じがするのです。だから、何かその辺を持続できるためには、どんな工夫が。かかった費用を安くやるというのもそれはいいけれども、その中では本来かかるべきものをほかの人が抱えたと、背負い込んだという一面もあるので、1回だけのものならこれでいいと思うのです。しかし、味わったあの達成感をまたもう一回やろうかというものにさせるためには、町としても何か。そこが総括だと思うのですけれども、何が問題で、何がよくて、何が足らなかったのか。どうすれば継続するのだということをやはり経営企画課を中心にさくく検討していただきたいと思うのですけれども、金田課長、どうですか。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 大変好評を博した水辺の森のフェスタなのですが、従来町で例えば公園でイベントをやるとか、私も昔桜祭りですか、上之手の女子大の前の通りでやりましたが、そういう仕事などもやっておったのですが、実行委員会形式で町が事務局になって、その事務局に補助金が入って、実行委員会を組織して、例えば地元の区長さんだとか、育成会の代表者だとか、商工会の皆さんに入ってもらうとか、そういった形でそういう1つの目的のためにイベントなどを行ってきております。ただ、そういった場合には、町が企画して、皆さん、これでよろしいでしょうか、いかがでしょうかという形で基本的には進めてくるのが常だったと思うのです。私は、こういうことではなくて、やはりこれから時代は一方的なまちづくりではなくて、住民の方も巻き込んだ形で、またそういう意見を取り入れながら進めるべきだと思っております。

今回、私個人的には非常に勉強になることが多かったです。例えば企画するに当たっても、我々は周知の仕方も、例えば回覧板に載せるとか、広報に1回載せるとか。そうすれば、住民の方は全員見てくれるだろうと、淡い期待をかけてやるわけです。それでもう十分だと思うところもありました。ところが、今回の水辺の森の実行委員会の皆さんは、そんな生ぬるいことはしないのです。小学校の子供さんに、保育所もあったかな。全員の方に行き渡るようにチラシを配布しています、早い段階で。

おまけに会場にも1カ月ぐらい前から、そこへ来た人にわかるように告知の大きい看板を出したり、また道路にも告知の看板を出したりとか、玉村じゅうの協力していただける方、個人、商店、いろんな方に協力してもらって、おおよそ1カ月以上前から立て看板を立てて告知しています。そういったやり方も全く我々は今まで経験したものと違う丁寧さを私は感じたところです。そういったやり方がやはり功を奏した。結果1, 500名以上のお客さんに集まっていたのだと、そういう成果になったと思っています。ですから、我々は協働することによって、今までの仕事のやり方を少し変えていく必要があるのではないかと。そういう職員にとっても場になるのではないかと考えております。ですから、今後とも提案型の事業も今回4つほどあったのですが、いろんな場面で展開していただいて、職員のほうも協働の現場を学ぶと、そういうスタイルを続けていければと考えています。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 恐らくこの実行委員会にかかわった人は、失敗はできないのだと、成功させるのだという熱い思いでやったと思うのです。だから、念には念を押して、あそこもここもという形でやったのだと思うのです。恐らくそれは、こう言っておかしいですけども、公務員の発想ではやっぱりないのです。攻めの発想でなければそれはできないので。そういう意味で、今後都市建設課に移行して事業継続というのですけれども、そのことが今度はその意識を実行委員会の人たちが持った熱い意識というか、そういうものを職員が共同意識を育てるという意味でやっぱり重要だと思うのです。今度は逆に住民にお任せの役場になってしまっただけでは困るので、そういう意味においての今後の展開というものを期待するのですけれども、その辺の受けとめ方をちょっと高井課長にお尋ねしたいのですが。

◇議長（浅見武志君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高井弘仁君発言〕

◇都市建設課長（高井弘仁君） 先ほどから経営企画課のほうから出ていますとおり、今までとちょっと視点が、町からのこういう視点でこういう事業を行っていたというものを、こういうボランティア中心のほうから提案型の事業というふうにだんだん移ってくる。このいい機会のフェスティバルだったというふうに私は考えております。町にも幾つかいろんな事業が、大小なりいろいろあるのですけれども、これからはやはりそういうふうな視点でやっていったほうが、長続きもするし、飽きのこない事業になっていくのではないかなという気がします。

私たちは、建設のほうの公園担当を中心にいろいろ話をしているのですけれども、やはり住民の方々がこういうことをやろうではないかという発想に対して、その場でそれを否定したり、それは無理ではないかというような結論は出さないようにという話で、職員といいますか、私も含めて都市建設のほうでは話をしていこうということで、私はそういうスタンスでいまして、無理のあることでも中で検討してみて、何とかできる方向でそれを進めていくというようなスタンスをとっていこうではない

かということで、この事業にも私なりには取り組んできたつもりなものですから、当然職員もそういう自分たちから押しつけたものだけではなくて、押しつけるという言い方はちょっとどうかかわらないのですけれども、住民のほうからこういう提案があったものに対して、何とかやっ払いこうと、協力してやっ払いこうというスタンスでこれから事業を進めていきたいというふうにも思っておりますので、ご協力のほうお願いしたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

◇14番（石川眞男君） 今2人の課長の意見を聞いて、その上で町長に最後に意見を聞きたいのですけれども、花火大会のときには恐らく職員が中心で構えて、あれだけの何万人から来た大きな花火大会を、職員を中心に看板立てからいろんなことをして、工夫して成功してきたと思うのです。職員が元気にならなければだめなのです。職員が達成感を持つための企画でもあるという意味で、こういった協働の捉え方、2人の課長が話しましたが、それを受けて、町長の今後の協働の継続のための何が必要なのかとか、そういった思いを最後に質問して、私の質問は終わります。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 花火大会の話が出まして、これは本当に若い職員が、我々が想像できなかったぐらい頑張っていたら、無事に昨年のデスティネーションキャンペーン、それでことしのググっとぐんまキャンペーン、両方成功させました。その後、この水辺の森フェスタが住民の皆さんの発想から始まったということでございます。

こういう形で若い職員、そして住民の皆さんが達成感を得るといふこの喜びを持つ。これをまた継続していくということになると思いますし、我々はそれをどうサポートできるかということだと思います。議員の皆さんにもお願い申し上げまして、このような形で今後ますますその町、役場の職員の若いだけではなくて、まち内の若い人たち、そして役場の若い人たち、またいろんな面でかかわってきた町民の皆さんが、より以上に自分の町のよさをつくり出していく。そして、それを後輩に引き継いでいくという、そういう町にしたいと私は思っておりますので、議員の皆さんにもぜひ協力をし、また我々執行も一生懸命やりますので、よろしくお願い申し上げまして、1分でございますので、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（浅見武志君） 休憩いたします。午後3時55分より再開いたします。

午後3時44分休憩

午後3時55分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

◇議長（浅見武志君） 次に、2番石内國雄議員の発言を許します。

〔2番 石内國雄君登壇〕

◇2番（石内國雄君） 議席番号2番石内國雄でございます。議員さんと執行部だけの中での話になって寂しくありますけれども、私からの質問をさせていただきたいと思います。

私の質問は、教育環境という形での質問に入りました。玉村町は、全国でも2例目となる学校設立会社による学校設立事業の特区申請を行っております。いわゆる県の認可による学校法人による私立の小学校ではなくて、株式会社立による小学校を町の認可で推進する計画であります。そこで、県の認可による学校法人による私立学校と、町の認可による設立される株式会社立による私立小学校との関係で、町の責務とか責任等はどのような違いがあるのかを、まず教えていただきたいと思います。

株式会社立による私立小学校ができますと、それに対する町への財政負担については生じることになるのかどうか、質問いたします。

また、株式会社立による私立小学校が町にできるということは、町のメリットもあるかと思いますが、その辺の認識をお尋ねいたします。

玉村町では、今までそれぞれ5つの公立の保育所、小学校、さらに2つの公立の幼稚園、中学校、私立は幼稚園が1つでありました。そこに新たに学校の特区の申請があったり、私立の保育園が2つ、事業展開されていくこととなります。かなり子供たちの行く場所がいろんな選択の形で広がっていると思います。町の教育の現場がふえていくわけでありまして、町の財政支出も増加するのでしょうか。そこをどういうふうと考えられるかをご質問します。

玉村町での教育環境の充実が期待されるわけですが、町からの私立教育の保育機関への補助金等の助成方法、金額の算定等については、その仕方はどうなるのか、お教えてください。

今社会を支える仕事をする母親がふえております。保育、幼児教育にも関心が高まっているところでございます。保育園を含めた幼児教育の充実については、どのように町は考えておるでしょうか。

以前は、総合こども園というのがありましたですが、今は認定こども園という形になっていますが、その設立の町の考えはあるのでしょうかということで、窓口が広がったということに関して質問させていただきました。

2番目でございます。就労支援施設の充実の拡大をということでお聞きいたします。障害を持つ子供が、成長して社会に出る年ごろになる。そういう子が年々ふえてきております。玉村町での障害と闘い、社会進出を目指す人たちへの就労支援のその現状と、町の就労支援施設を希望する人への対応はどのようになっておるでしょうか。また、その施設等は十分に確保されておるでしょうか。町の計画にそういう就労支援施設の充実を図る計画はどのようなものがあるでしょうか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、教育環境の変化に対する対応を十分にとの質問にお答えいたします。初めに、県の認可による学校法人による私立学校と、町の認可による株式会社立の私立小学校において、町の責務、責任はどのような違いがあるかについてですが、学校設置の認可を行うことや設置された学校の教育の質の確保、安定した適正な運営が行われるよう指導、支援することなどにおいて、県も町もその責務、責任において違いはないものと認識をしております。

次に、株式会社立による私立小学校を町が認可することによる責務、責任は、町にどのようなものがあるかについてですが、学校の設置認可に当たって、学校設置認可基準を制定するとともに、本定例会において設置条例を上程させていただきました玉村町国際教育特区学校審議会によりまして、学校経営のための資産等を有すること、学校経営を担当する役員に学校経営の知識及び経験があること、学校経営を担当する役員に社会的信望があること等の観点から、審議の上、決定をしていくということでございます。また、学校設置後も、毎年審議会により、学校経営の公共性、継続性、安定性の観点から、教育内容面及び学校経営面等について審議会による学校評価を行ってまいります。評価結果については、必要な指導を行うとともに、ホームページなどで広く公表をまいります。さらに、万が一学校の経営に著しい支障を生じた、または生じるおそれがある場合等に備え、在学者の適切な就学を維持する観点から、セーフティーネットマニュアルを策定するとともに、セーフティーネットを構築してまいります。

次に、株式会社立による私立小学校への町からの財政負担は生じるかについてですが、先ほど申し上げましたように、審議会の運営、学校評価の実施等に附帯する経費が必要になってまいります。なお、株式会社立でもあるため、私学助成のような運営補助はできないものと考えておりますが、今後校舎、体育館、運動場等の整備が行われることから、企業等が町内において固定資産を取得することに該当するため、玉村町企業立地促進条例に基づく奨励金の交付対象としては検討できるものと考えております。

続きまして、この学校ができることによる町へのメリットでございます。豊かな国際コミュニケーション能力を身につけ、国際社会で共生していくための資質、能力、態度が育成され、グローバルな視点から地域経済を担い得る人材の輩出に期待されるとともに、子供たちの進路における選択肢の多様化としても期待をされます。また、群馬県立女子大学の国際コミュニケーション学部、本設置校、町内の公立学校との連携、協力、交流により、町全体の英語教育の充実と振興が図れるとともに、児童、家族、教職員等の転入や交流人口の増加も期待され、地域の活性化にもつながるものと考えております。

続きまして、私立保育園への補助金等につきましては、平成25年度に1園、26年度にもう一園と、2園の私立保育園が開園いたしますが、私立保育園への補助金等の助成は現在は考えておりませ

ん。また、こども園の設立につきましては、国の方針も一転二転としている中で定まっておられませんので、現在のところ当町でのこども園設立は考えておりません。

次に、就労支援に関する質問にお答えいたします。就労支援に関しましては、障害者の自立を考える上で大きな課題となっております。障害者の就労につきましては、一般の会社に雇用される一般雇用と、のばらやたんぼぼ内にあるような就労移行支援、就労継続支援等で就労等の訓練を受ける福祉的就労と区別されております。就労移行支援とは、就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事務所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、一定期間、これは基本的には2年間でございますけれども、最長で3年間ということでございます。生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行い、一般雇用を目指す支援でございます。就労継続支援は、就労移行支援と同じく、生産活動や訓練等を行う支援ですが、一般雇用が困難な障害者、就労移行支援事業を利用したが、就労に結びつかなかった障害者に対して行うもので、利用期間等は定められておりません。

現在玉村町内から近隣の高等養護学校等へ通い、卒業した生徒は、平成21年度6人、平成22年度7人、平成23年度は9人、今年度は12人が卒業する予定となっております。このうちののばらとたんぼぼの就労移行支援及び就労継続支援を利用した人及び予定者は合計で7人おります。また、平成21年から平成23年度まで高等養護学校を卒業し、就職した人は計4人、今年度就職予定の3人を合わせて計7人となっております。このほかののばら、たんぼぼの生活介護に9人、町外のサービスを利用した人は11人となっております。なお、玉村町の就労移行支援事業により訓練を受け、一般就労できた就職者は、平成22年度4人です。23年度も4人でございます。平成24年度は現在のところ2人となっております。

施設は十分に確保されているかという質問ですが、平成24年度11月1日の調査では、のばらの就労移行支援は定員8人中5人、就労継続支援が定員10人中12人でございます。たんぼぼの就労継続支援は定員11人中12人が利用しており、最近の利用者急増の動きの中、大変厳しい受け入れ状況となっております。現在日中活動系の事業につきましては、社会福祉協議会が指定管理者となり、のばら、たんぼぼの運営をしております。生活介護事業、地域活動支援センターの利用者を含め、定員76人中80人です。受入数の増加、かかわる職員増等、管理が大変なものになっております。現在ののばら、たんぼぼのほかに日中活動系の事業所が当町にはありません。平成24年度から平成26年度まで期間として策定しました玉村町第3期障害者福祉計画では、広域的な連携により、町外の事業所でのサービスの利用、または町内へ日中活動系の事業所の設置を目指すとしており、今後NPO法人等を含む民間の事業所の設置を希望するものとしております。老朽化したたんぼぼの建てかえ等を含め、今後の対策を検討してまいります。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 自席にて次からの質問をさせていただきます。

新しく学校が認可されて、子供たちが選択できるということでは非常に評価されていますし、教育環境をいろんな形で広げていくという町の姿勢というのはあるのかなと思うのですが、いろんな面でちょうど新聞紙上で今は堀越学園のこととか、そういう形でにぎわしておるということで、特に学校法人であってもそういう状況だということで、これはごく一部の役員の方が使ってしまったということでそうなるわけですが、そこに株式会社立ということで非常に心配されている父兄の方もおられるかなということで、そこは大丈夫なのだよという町のほうからの評価とか認識をまず確認したかったことで、まずしました。

それから、財政的な支援については特にないということで、ただ建物を建てたり何かするときのその建物のお金ということではなくて、固定資産税関係の補助ということでしょうか。それをちょっと確認させてください。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 先ほど町長の答弁の中にもありましたが、通常の学校法人に与えられているような私学助成という制度はございません。ただ、玉村町の企業立地促進条例というものが平成23年3月に制定されております。これを見ますと、まず対象となるものが企業等ということで、営利の目的を持って事業を営むものということがありまして、また企業立地ということに関しましては、新設でありますとか、既に立地している企業が増設する場合を想定してございます。答弁の中では、この辺のことを念頭に町長からお話があったわけですが、内容につきましては投下した固定資産額ですか、土地、建物、購入した場合の固定資産額の最大1,500万円ですか、それを奨励金として1年間1,500万円を限度として3カ年度というような規定になってございます。ですから、ちょっとはつきりしたことはわからないのですが、ちょっと所管のほうが私のほうでなかったものから、今聞きかじりの知識で申しわけございません。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 玉村町企業立地促進奨励金の関係なのですが、こちらは先ほど金田課長が説明したとおり、奨励金は事業所、工場等の新設、増設、移設に伴い新たに発生した固定資産税額相当額を奨励金として交付する制度です。これは、制度の内容といたしましては、新設に当たっては3,000平方メートル以上の企業立地に係る事業所の用地を取得し、かつ当該用地の取得の日から起算して1年以内に当該事業所の建設に着手すること。また、投下固定資産税額が新設にあつては1億円以上、増設及び移設にあつては5,000万円以上であること。また、3番目として、上記要件を満たした企業に奨励金の額は企業立地に伴い、企業等が取得した固定資産に係る固定資産税の

額に相当する額とする。ただし、奨励金は1年間1,500万円を限度額とするとなっています。また、交付の期間は、企業立地に伴い、企業等が取得した固定資産に係る固定資産税が課されることとなった最初の年度から起算して3年とするとなっています。ただし、これは施行日が平成23年4月1日となっていますので、それ以前のものについては該当に当たりません。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） そうすると、施設のお金ではなくて、それに係る固定資産税分について企業立地の関係でその分保障すると。結果的にはゼロにしますよという、本来納めるべき税金、固定資産税が100万円あったとすれば、その100万円は3年間にわたって納めなくてもいいですよという形のもの、戻すということですか、ということで理解してよろしいですか。

◇議長（浅見武志君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 筑井俊光君発言〕

◇経済産業課長（筑井俊光君） 新たに設置されたものについて、土地とか建物を建てたものについて、限度額としてまず納めていただいて、発生した固定資産税を納めていただいて、それを確認してから奨励金とした形です。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 理解しました。施設のお金が出るわけではなくて、税金面を補助してあげるということで、それも3年間だけですよということですね。固定資産税が免税になるとかという話ではなくて、3年間分だけはあるということは理解させていただきました。

それから、先ほど新しく保育所ができることについては、それは施設ができたりなんかするときの補助はありますか。

◇議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 佐藤千尋君発言〕

◇子ども育成課長（佐藤千尋君） 補助につきましては、今までご報告させていただきましたけれども、国の補助、あと町の補助と総額の建物につきまして4分の3が補助の対象になります。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ありがとうございます。保育所は私立であっても、また別の管轄ですから、そういう施設を新しく建てるということについては補助があるということですね。先ほどの私立の小学校については、全然別の話ですから該当しないということではっきりしているということによろしいと思います。

それから、私がこの中で私立教育機関等の補助金等の助成方法、金額の査定の方法はどうなるかと

いう質問がここにちょっと1行入っているのですが、これは私立の幼稚園に補助が出ておりますね、毎年予算にも計上されて、決算にも計上されております。そういうような意味合いの補助は、今度の新しい私立の小学校に関しては、株式会社ですけれども、そういうものは可能性はありますでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 先ほど申しあげましたように、私学に対する助成というものはございません。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） わかりました。ないということで確認させていただきました。

それから、最後のほうでちょっと何となく関係ないような形でぽっと入れてしまったのですけれども、今実際には小さな子供たちを育てていきやすいまちづくりというのは、大きな町のアピールになるのではないかなという中で、今玉村町には5つの保育所があって、これから2つの保育所ができて、さらに幼稚園が1つ。それから、もう一つのほうも幼稚園がふえるという形になるのでしょうか。その辺の形で、そういうような形で非常に皆さんがいろんな形で選択肢はあるわけなのですけれども、その中で社会のニーズということをちょっと考えたときに、非常に玉村町としてはそれに対応しようとしているのではないかなと感じてはおるのですけれども、先ほどこの質問の中でこども園という話を出したのですけれども、幼児の教育ということに関してを考えたときに、今の段階では子供を預けて働く人、それから子供を預けるのではなくて、教育に一生懸命やっていく人という形になっていきますけれども、現実のニーズのところには、働きにも行く中で子供にも教育をと、両方の要素を合わせたものを求めるニーズが現実には高まっているのではないかなと思うわけです。それで、今たまたま選挙になったりなんかして、どうなるかわからない部分もありますけれども、一応こども園とかというのは認識がいろいろ形にあって、先ほどの町長のお話では、定かではないので、考えておりませんということだったのですけれども、全然考えておらないのでしょうか、町長。

◇議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 佐藤千尋君発言〕

◇子ども育成課長（佐藤千尋君） まず、担当課長の私のほうから。

まだ、こども園自体が今現在国のほうで迷っているような、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、総合こども園として保育と教育をまぜた、新しい第3の子供に対する保育園というか、こども園をつくる政府の考え方が、また一転して、過去に委員会で明和町のこども園を視察していただきましたけれども、保育所と幼稚園が1つの敷地の中にある。これが今現在の認定こども園の考え方です。ですから、その中で一転二転、そもそもこども園の発想のものは、全国的に保育の部分がいっぱいで

待機が多い。そこで、あきのある幼稚園のほうに流せないかということが当時の政府の考え方から発想があったものですから、当町に関しましてはここ数年、やはり零歳から2歳、零歳、1歳、3歳のお母さんがすぐに勤めに出たいということで、本当に小さい子供を見てほしいというのが玉村町の待機の子供の状況です。その中で保育所型のほうのこども園に関しましては、教育の部分というのは3歳児以上ということになっています。そうすると、零歳、1歳、2歳を省かなければならない。そういうような内容もありますので、政府のほうが一転二転、また12月で選挙もありますので、どのような状況になるかわからないというのが、全国の市町村のほうの今様子を見ているというところがあります。当町もそのような状況でございます。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 町長、いかがですか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 私も一昨年、岐阜県の神戸町、大垣市のそばなのですけれども、そこが保育所と幼稚園を合併しまして、今のこども園を町営なのですけれども、5カ所の全てをこども園にしたという町でございましたので、行ってまいりました。

そこは、最上級生というのですか、年長組になりますと幼稚園と保育園に分けるのです。それまでは全部保育園としての機能を持っているということで、最後の1年間だけは幼稚園部と保育園部に分けるという、そういう形で5カ所の保育園がありました。玉村町は保育所が非常に充実しておりますので、幼稚園のほうの人数が徐々に減りつつあるということでございますので、いずれはそういうような形も考えられるのかなということなのですけれども、先ほど申したとおり、一時民主党政権になってこども園という話が出てきたのですけれども、非常にその辺があやふやだということで、町としてはこども園という形で踏み切っていこうというところまではまだいっていません。現状では国のほうの方針ははっきりしませんので、保育園と幼稚園ということで当面は進むということで理解していただければいいのではないかなと思っています。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 言葉尻をとるような言い方をしてしまうと申しわけないのですが、国等の対応ははっきりしていないので、今は考える時期ではないということですね。例えば私公明党なものですから、公明党は認定こども園等の充実とか、そういうものを掲げて取り組んでおるところなのですけれども、もしそういうものが国のほうの施策とか、そういう認識が高まってきたときには、それに対して積極的に考えていくというような姿勢でございますか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 決して認定こども園が今の方針、幼稚園、保育所に対して劣っているということを考えているわけではないのでございます。ですから、今後そういうような形で、少子化の時代でございますので、恐らく玉村も今の状況でいきますと、ある意味では幼稚園のほうが人員不足ということも考えられます。そんなことにならないように、人口増加を今一生懸命ねらっているわけでございますけれども、そういうことも考えた中でこども園という、特にマーガレット幼稚園につきましてはこども園的な形で運営をしたらいかがかということ、話として話しているのです。だけれども、具体的な話がまだ来ませんけれども、今後一つの方法としては認定こども園的な形で幼稚園と保育所を分けているということ自体は、私は余り自然ではないのではないかなと。一緒にいいのではないかなと考えているところもありますので、今後国の方針等を見ながら、町としても検討していくということできたいと思います。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） 時代に合わせて、また社会情勢に合わせて町長の判断をしっかりとさせていただいて、行っていただければと思います。検討もして、状況によってはしていくというようなお話ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今玉村町の施設的な形とか、そういう形でいろいろ対応というか、今まで公立の小学校、中学校、保育園、保育所という形で、ほとんど公立で私立が少なかった。高校も県立ですし、大学も県立です。玉村町には今までずっと公立だけでした。そこに今度町長の英断とも言えるのかどうかかわらないのですが、私立の学校ができたり、それから私立の保育所ができたりという形で、町としての子供を育てていくというときに、今までとちょっとかかわり方が違ってくるのかなというふうに思って、この質問を投げたわけなのです。

公立のほうについては、教育委員会とかそういうのがしっかりしておるのですけれども、例えば私立になるとかそういう形になると、教育委員会のほうはかかわりが持てないとかいうような形になるかと思うのですけれども、まず一つ確認しておきたいのが、新しく申請した私立の小学校については、学校教育課が所管するのではなくて、今現在のところは経営企画課、申請等があるので、経営企画課になっていると思うのですが、まずそれで認可ができて、学校ができて、審議会ができてという形になってくると、そういうものは全部経営企画課が所管するような形になるのでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 当面は、町長部局でこれを所管していくということでやっています。

ただ、先日相模原市へ視察に行つてまいりました。相模原市は教育委員会が今の外国語小学校ですね、これを所管しております。でも、規模が違うので、教育委員会部局の規模が違います。玉村町と

しては非常に教育委員会部局が手薄でございまして、今の状況ではちょっと無理かなと思っていますし、今後そのような形がいいということになりますれば、教育委員会のほうの人員を充実した中でやっていかなければいけないかなと考えて、当面は現況の町長部局でこれをしていくということになります。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ありがとうございます。よくわかりました。

同じような感覚で、例えばさっきの認定こども園とかいう話になると、幼児の教育というふうな形になると、また同じような引っかかりがちょうど出てきまして、子供を育てていくということで考えたときに、幼児からずっとという感覚でいたときに、教育の関係とか子供たちを育てる環境ということを踏まえたときに、町としてまた一つ大きな統合した各部局でそれぞれがやっていただいて、すばらしくやってはいただいているのですけれども、それをまた統合した連携のとり方とか、何か一つにまとめてそこから確認していくような、そういうようなお考えはいかがでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 佐藤千尋君発言〕

◇子ども育成課長（佐藤千尋君） 私のほうは保育の関係なので、教育までのお答えはできないのですが、そもそも今の認定の前の総合こども園の趣旨がそういう趣旨かなと思います。子供を一つの、そうすると今現在保育に関しましては教員資格のある者と保育士の2つ持っている職員と、あとは教諭の資格のない職員もいるものですから、そういうような状況がいろいろ問題になってくると思います。理想は、議員さんがおっしゃるように、今までの幼稚園、保育園とは違った、新たな第3のそういう子供を受け入れる施設、そういうものが必要になってくるのかなとは思っています。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ありがとうございます。町長に今のようなお話をちょっと答えていただきたいと思ったのですけれども。というのは、今子ども育成課の課長さんが丁寧に答えていただいたのですが、課長さんで判断できる話ではないでしょうし、例えば学校教育課にしても何にしても、そういう形で今のエリアとはまた全然違う話ですので、そんなような考えも今後町のほうでは必要ではないかなという形でちょっとお話をさせていただきました。というのは、今までにない学校の動きとか、そういう施設とか、そういうものが大きく変わってきた段階で、今後見込まれるような、ちょっと予測できるようなことに対応したものをつくっていく、また考えていくというのも町としては必要ではないかなということで、このようなお話をさせていただいたのですが、町長、いかがでございましょうか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） そのとおりでございます。私も今後この変化していく社会で、生きていく子供たちをどうやってこれに対応できるかと。そういう教育をしていかななくてはいけないということでございますので、町としては周りがどうこうではなくて、周りに先駆けてそのような子供たちが育つような環境をつくっていくというのが、私は教育の一環かなと思っております。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ありがとうございます。すぐにどうのこうのという話ではないのですが、一応方向とか認識の確認だけでも、ありがとうございます。

次の質問のほうにちょっと移らせていただきます。就労支援施設の充実ということでさせていただきました。今回の議会の陳情にも出ているようですし、それから毎年障害者の方が9月の議会の際にはフェスティバルで私たちもそこで要望を承ったりなんかしている中で、施設の老朽化とかいろんな形もあるかと思うのですが、その中で障害を持った子供がいつまで楽しく充実した生活ができるのかということで、ちょっと長いスパンで考えたときには、仕事をしながらずっと生きていけると。また、そういう中で独立して生きていけるとというのが非常に希望になるのではないかなというふうに思います。その中で、そういうふうになりますと、就労施設という形のものの充実も必要でしょうし、今町にある就労施設では定員をちょっとオーバーしているような形で、例えば希望していてもなかなかこの玉村町の中ではその施設に入れなくて、ほかのところに行かざるを得ないという方もおられるかと思えます。そういう人たちも全部吸収してやっていくような施設の充実については、もう少し具体的にというか、方向性とかそういうのを出していただければと思ひまして、質問させていただいたのですが、今後の施設のことについては、町長、どんな感じでおられますでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） もう現況では限度いっぱいでございます。もう定員をオーバーしておりますし、このような人たちをここへ出てきていただいて、就労ができるという、そういう施設は必要でございますし、またその家族にとってもすごくこれは興味があることではないかなと思っております。

そういう意味で、今後どうしていくかということでございます。これはまだ具体化はしていませんけれども、一つの案としまして、玉村町が隣のJAの敷地をもしいただけるのだったら、そこを玉村町でいただいて、そのような施設をつくるということも一つの案として考えたのですが、どうもJAとすれば、隣に玉村支店を持ってきたいという、そういう意向のようでございます。まだはっきりしませんけれども、どうもそのような形で来るのかなと。その中でJAも一つの拠点をつくるということで、そのときにもし町のほうに希望があるのであれば、建物を町に貸すような形で設計をしたいという話もあります。そうすれば、町とすればその建物の中にそれを入れるということも考えて、

今後検討していきたいなど。今の施設ではもう満員でございますし、新しいのをつくってくれという要望は来ておりますし、それにある程度応えていかなくてはいけないかなと。あの人たちが就労できるように、外へ出て就労できるということが一番の生きがいを見出せることではないかなと思っておりますので、ぜひそのような希望に応えられるような今後の施策をしていかなければいけないかなと考えております。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ぜひ皆さんの要望には財政のある中でのことなので、難しい部分はあるかと思うのですが、切実な状況なのだろうと思います。その要望書なんかをちょっと読みましたけれども、町からいつも言われていることがこういうふうに言われているということで、地域の一員として尊重されて、ともに生き、ともに楽しむという、そのようなものを目指していますという形で、だから頑張ってくださいとお話をさせていただいて、希望を持っているのだけれども、現実にはなかなか施設または要員、それから希望することになかなかできないというので、それでも玉村町が好きということで、その中で生活していきたいという方もいっぱいいるように聞いております。その長い人生を生きていく方向を見出すために、新たな施設の部分と、あとまた今時期としては、新たな事業展開も何か考えていかなければいけないのかな。要望にもありましたけれども、思うのです。今の社会福祉協議会の中では本当に手いっぱいなのだと思います。新たな施設もそうですし、新たな事業を確立して、そこで迎えていく。それも孤立するのではなくて、社会の一般の方々と一緒にできるようなのが理想ですけれども、そういうものも必要ではないかなと思うのです。施設の土地、建物がどうという次元ではなくて、もう一回根本的に新たに、例えば施設ということであれば、土地を取得してそこを建てなければいけないのか。ただ、財政的にどうなので、どういう計画をしていくかという、そこまで来ているのではないかなと思うのですけれども、町長の考えはいかがでしょうか。

◇議長（浅見武志君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） これには限界があると思うのです。今のよう形で社協なりがそのような方針で動いていただけということは、町としては非常にありがたいなと思っておりますけれども、かなりの難しい問題もありますし、限界もあると思います。そういう中で、少しでもそういうような形で自立を目指してこれを就労していくという、この姿勢を崩さずにやっていっていただけたらと思っておりますけれども、これについては十分に双方で話し合いをしていく必要があるのではないかなと思っております。

◇議長（浅見武志君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

◇2番（石内國雄君） ぜひ皆さんが希望を持つ行政をしていただきたいと思いますし、質問を

終わらせていただきます。以上です。



○散 会

◇議長（浅見武志君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は、午前9時に議場へご参集ください。

これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後4時40分散会